

黃侃《禮學略說》詳註稿（三）

池田 秀三

【禮學の典據—明文と師說】

說禮所據、有明文、有師說。明文者、禮之本經、則周禮・儀禮是也。師說有先後、先師說非無失違、後師說非無審諦、要其序不可亂也。漢書王莽傳、莽上奏爵邑之制、曰、實考周爵五等、地四等、有明文。殷爵三等、有其說、無其文。所謂有明文者、爵五等見周官、地四等出王制。所謂有其說者、但有春秋公羊家說也。禮緯有殷爵三等之言。據鄭康成說、讜緯之出、當六國之亡、則王巨君亦得據之矣。然匡衡當元帝時、議立孔子世爲殷後、所據則禮記、孔子自稱殷人、而云先師所共傳。元帝乃以其語爲不經。夫記有明文、而曰不經、卽明記非經之比矣。蓋以王制爲明文、猶未善也。成帝時、梅福復援引穀梁、請封孔子之後、于是推迹古文、以左氏・穀梁・世本・禮記相明、遂下詔封孔子世爲殷紹嘉侯。是則以古文爲明文、而以師說輔之也。及許叔重作五經異義、時時引明文、以決從違。故玉豐之說、石主之說、鸞和之說、雖出傳記、皆謂無明文、遂無以決之。獨說力征、並引禮戴說・古周禮說、乃云五經說各不同、是無明文可據、則又不以周禮爲明文。所以來康成之駁也。張融有言、以周禮・孔子之言爲本、穀梁說及小記爲枝葉、石渠論・白虎通爲證驗。其分別至

明。固知師說短長、斷以經義、經義差悞、出以彌縫、師說紛岐、考其證左。此乃治經之通法、非獨治禮爲然。或者是末法而非往古、背傳記而信野言。或又曰、據明文、何論家法。似皆失之。

禮を説くに據る所に、明文(1)有り、師説(2)有り。明文とは、禮の本經、則ち《周禮》《儀禮》是れなり。師説に先後有り、先師の説失違無きに非ず、後師の説審諦(3)無きに非ず、要は其の序亂すべからざるなり。《漢書》《王莽傳》に「莽 爵邑の制を上奏して曰く、『實に考ふるに、周爵の五等、地の四等なること明文有り。殷爵の三等なるは、其の説有れども、其の文無し』と(4)。所謂「明文有り」とは、爵五等は《周官》に見え(5)、地四等は《王制》に出づ(6)。所謂「其の説有り」とは、但だ春秋公羊家説有るのみ(7)、となり。《禮緯》に「殷爵三等」の言有り(8)。鄭康成の説に據れば、讖緯の出づるは、六國の亡ぶるに當れば(9)、則ち王巨君も亦た之に據るを得たり。然れども匡衡 元帝の時に當りて、孔子の世を立てて殷の後と爲すことを議するに、據る所は則ち《禮記》の「孔子自ら殷人と稱す」ることにして、而も「先師の共に傳ふる所」と云ふ。元帝乃ち其の語を以て不經と爲す(10)。夫れ《記》に明文有りてすら、而も「不經」と曰ふ、即ち明らけし、《記》の經の比に非ざること。蓋し《王制》を以て明文と爲すすら、猶ほ未だ善しとせざるなり。成帝の時、梅福復た《穀梁》を援引して、孔子の後を封ぜんことを請ひ、是に于て古文を推迹し、《左氏》《穀梁》《世本》《禮記》を以て相明らむ。遂に詔を下して、孔子の世を封じて殷の紹嘉侯と爲す(11)。是れ則ち古文を以て明文と爲し、而して師説を以て之を輔くるなり。許叔重の《五經異義》を作るに及んでは、時時明文を引き、以て從違を決す。故に玉疊の説(12)、石主の説(13)、鸞和の説(14)、傳記に出づと雖も、皆「明文無し」と謂ひて、遂に以て之を決する無し。獨り力征を説くには、並びに

禮戴説・古周禮説を引き、乃ち「五經の説各おの同じからず、是れ明文の據るべき無し」と云へば(15)、則ち又た《周禮》を以て明文と爲さず。康成の駁を來たす所以なり。張融言へる有り、「《周禮》・孔子の言を以て本と爲し、穀梁説及び《小記》を枝葉と爲し、《石渠論》《白虎通》を證驗と爲す」と(16)。其の分別至りて明らかにして、固^{まこと}に知りぬ、師説の短長は、斷ずるに經義を以てし、經義の差悟は、出だして以て彌縫し(17)、師説の紛岐は、其の證左を考ふ、と。此れ乃ち經を治むるの通法にして、獨り禮を治むるにおいてのみ然りと爲すに非ず。或いは末法を是として往古を非り、傳記に背きて野言を信ず(18)。或いは又た曰く、「明文に據るに、何ぞ家法を論ぜん」と(19)。皆之を失ふに似たり。

禮を論じる際に根據となるものが、「明文」と「師説」である。明文とは禮の本經、つまり《周禮》《儀禮》(に明記されている文章)である。師説には先後があるが、先師の説には誤りはないということではないし、また後師の説だからといって杜撰なものばかりというわけでもない。大事なことは師説の先後の順序を亂してはいけないということである。《漢書》(王莽傳)に、「莽が爵邑の制を上奏して言うには、『事實を考究いたしまするに、周では爵位に五等級あり、封地に四等級のありしことにつきましては明文がございませぬ。殷の爵位が三等級であったことにつきまして、その説はございませぬ』とある。王莽の云う「明文がある」とは、爵位の五等級は《周官》に見え、地の四等級は(王制)に典據があるということである。「その説はある」と云っているのは、ただ春秋公羊家の説にのみそのような學説があるということである。《禮緯》に「殷の爵位は三等級」という記述がある。鄭玄の説に據れば、讖緯が出現したのは、六國滅亡のころだから、王莽もまたそれを典據にできたのだろう。)しかし、

匡衡が元帝に孔子の子孫を立てて殷の後裔とすることを奏議したときには、その典拠としたのは《禮記》（《檀弓上》）にある「孔子自ら殷人と稱した」という一文であつて、しかも「先師たちが共に傳えた説」であると云つている。ところが何と元帝はその言を「不經」として退けた。いつたい、《禮記》に明文が見えるのに、それでもなお「不經」とみなされているとすれば、《禮記》が經と同等に扱われていなかったことは明々白々である。思うに《王制》の文を明文とみなすことすら、なお正當なこととは認められていなかったであろう。成帝の時代になつて、梅福は再び《穀梁傳》を典拠として引用し、孔子の後裔を封ぜんことを請願した、そこで古文獻を廣く調べ、《左氏》《穀梁》《世本》《禮記》の説を相互に用いて（孔子が殷の後たるべきことを）證明した。かくして詔があつて、孔子の子孫を殷の紹嘉侯に封じたのである。これは（成帝の時代には經以外の）古文獻を明文とし、師説をその補助としたということである。（その後）許慎が《五經異義》を作つたときには、いつも明文を引いてどの學説に従うかを決めてゐる。そこで玉壘・石主・鸞和に關する諸學説の當否の判定においては、「據るべき明文がない」と云つて、判定を下さなのままにしている。ただ力征を説くに際しては、禮戴説・古周禮説を並引した上で、「五經の學説は各おの異なつており、據るべき明文がない」と云つてゐることからみれば、《周禮》さえも明文とはみなしていない。それ故、鄭玄の反駁を惹起することとなつた。張融のことばに「《周禮》と孔子の言を根本とし、穀梁説および《喪服》小記》を枝葉とし、《石渠論》《白虎通》を證驗とする」とあるが、この（經典の本末の）分別はまことに明晰である。（以上のことから）次のように心得るべきである、すなわち、師説の長短は經義に照らして判断し、經義（解釋）に差異や齟齬があるときにはそれを取り出して（矛盾なきように）彌縫し、師説に紛岐のある場合はその証左とするとところを考驗すること、と。これはもとより經學全般を通じての方法であつて、禮學を治めるときだけかくすべしということ

ではない。末學の説を是として往古の説をそしつたり、傳記の記載を無視して鄙人の妄言を信じたりする者もあり、また一方、「明文に據っていけばいいので、家法など氣にする必要はない」などと言う者もいるが、いずれも間違つた態度と言えよう。

(1) 《漢書》卷二五下(郊祀志下)「(劉向)對曰、…及漢宗廟之禮、不得擅議。皆祖宗之君與賢臣所共定、古今異制、經無明文、至尊至重、難以疑說正也。」同卷七三(韋玄成傳)「太僕王舜・中壘校尉劉歆議曰、…至祖宗之序、多少之數、經傳無明文、至尊至重、難以疑文虛說定也。」《顏氏家訓》(風操)「南人冬至歲首、不詣喪家、…北人至歲之日、重行弔禮。禮無明文、則吾不取。」

最初の用例は宗廟制度改革についての成帝の下問に劉向が對えたものの一部であるが、先代の元帝期に始まる宗廟(京師の宗廟及び郡國廟)制度の改革(廟議)は、國家の典章制度が禮典に即して整備され始めたことを意味しており、いわゆる儒教の國教化がこの時期に實質化したことを示している。湯志鈞等《西漢經學與政治》第六章(西漢禮制建設之一「廟議」(上海古籍出版社、一九九四年)を参照。なお、用例の第二に挙げた(韋玄成傳)は、宗廟の論議においては經典と同様に扱われる重要な文獻となっている。↓補説①

(2) 《論語集解》敍「前世傳受師說、雖有異同、不爲之訓解。」《三國志》(魏書四・高貴鄉公紀)「帝曰、仲尼言、唯天爲大、唯堯則之。堯之大美在乎則天、順考古道、非其至也。今發篇開義、以明聖德、而舍其大、更稱其細。豈作者之意邪。(庾)峻對曰、臣奉遵師說、未喻大義。至于折中、裁之聖思。」同(吳書四・士燮傳)「官事小閑、輒玩習書傳。春秋左氏傳、尤簡練精微、吾數以咨問傳中諸疑、皆有師說、意思甚密」。薛季宣(書莊

季綽棟著新譜「聖人之道行于古、聖人之法具于經、學者不務窮經、泥夫師說、故聖人經法則晦以不明。」(《漢語集》卷二七。又《經義考》卷一八引く)

「師說」の最も古いと思われる用例は《禮記》〈學記〉「其言也、約而達、微而臧、罕譬而喻、可謂繼志矣」の注「師說之明、則弟子好述之、其言少而解」であるが、これは單に「師の説くこと明らか」なるをいうもので、老師より傳承せる經說をいうものではない。その意味での「師說」は漢代の文獻には見えないようであり、漢代では「師法」というのが普通(漢代、なかんづく前漢において「師法」が重んじられたことについては、皮錫瑞《經學歷史》四〈經學昌明時代〉に詳しい)。ただ「師說」は個々の經說を指すことが多く、「師法」は學問方法ないし學說體系全體をいう感じが強い。

(3) 《白虎通》〈封禪〉「五帝禪於亭亭者、制度審謬、德著明也。」

「謬」は《玉篇》に「諦也」、《集韻》に「審也」とあり、「審諦」に同じ(この義のときは音はシでなくテイ)。

《毛詩》〈鄘風・君子偕老〉「胡然而天也、胡然而帝也」傳「尊之如天、審諦如帝。」《風俗通義》〈皇霸〉「謹

按、易・尚書大傳、天立五帝、以爲相。…帝者任德設刑、以則象之。言其能行天道、舉錯審諦。」《獨斷》

卷上「皇帝、至尊之稱。…帝者諦也。能行天道、事天審諦、故稱皇帝。」《公羊傳》文公二年「五年而再

殷祭」注「禘猶諦也。審諦無所遺失。」《釋名》〈釋書契〉「書稱題。題、諦也。審諦其名號也。」

いずれも聲訓を用いた訓詁である。なお、《公羊傳》何休注については、【禮學の難、その二「古制茫昧」】節注(10)を参照。

(4) 《漢書》卷九九上〈王莽傳上〉「(居攝三年)莽乃上奏曰、明聖之世、國多賢人、故唐虞之時、可比屋而封、至

功成事就、則加賞焉。…今制禮作樂、實考周爵五等、地四等、有明文（注「蘇林曰、爵五等、公侯伯子男也。地四等、公一等、侯伯二等、子男三等、附庸四等」）。殷爵三等（注「公一等、侯二等、伯子男三等」）、有其說、無其文。孔子曰、周監於二代、郁郁乎文哉、吾從周。臣請、諸將帥當受爵邑者、爵五等、地四等。奏可。」

(5) 《周禮》《大司徒》に見える。【古制茫昧】節注(7) および【禮學の難、その三「古文簡典」】節注(34)を參照。

(6) 《王制》「天子之田方千里、公侯田方百里、伯七十里、子男五十里、不能五十里者、不合於天子、附於諸侯曰附庸。天子之三公之田視公侯、天子之卿視伯、天子之大夫視子男、天子之元士視附庸。」

《王制》も爵位の等級自體は、冒頭に「王者之制祿爵、公侯伯子男凡五等」とあるとおり五等爵であり、《周禮》と一致する。ただ田地の制は《周禮》と異なり、ここに紛議を生むこととなった。詳しくは【古制茫昧】節注(7)を參照。

(7) 《公羊傳》隱公五年「諸公者何、諸侯者何。天子三公稱公、王者之後稱公、其餘大國稱侯（注「大國謂百里也」）、小國稱伯子男（注「小國謂伯七十里、子男五十里」）。」疏「王制文。彼注云、此地殷所因夏爵三等之制也。春秋變周之文從殷之質、合伯子男以爲一、則殷爵三者、公・侯・伯也。」《春秋繁露》《三代改制質文》「周爵五等、春秋三等。春秋何三等。曰、王者以制、一商一夏、一質一文。商質者主天、夏文者主地、春秋者主人、故三等也。」

(8) 《白虎通》《爵》「爵有五等、以法五行也。或三者者、法三光也。或法三光、或法五行何。質家者據天、故法三光、文家者據地、故法五行。（禮緯）含文嘉曰、殷爵三等、周爵五等。各有宜也。」《王制》疏「禮緯含文嘉

曰、殷爵三等、殷正尙白、白者兼正中、故三等。夏尙黑、亦從三等。」

(9) 《王制》疏引《釋廢疾》「四時皆田、夏殷之禮。」(↓補說②) …… 孔子雖有聖德、不敢顯然改先王之法、以教

授於世、若其所欲改、其陰書於緯藏之、以傳後王。穀梁四時田者、近孔子故也。公羊正當六國之亡、讖緯見讀、而傳爲三時田。作傳有先後、雖異不足以斷穀梁也。」

(10) 《漢書》卷六七《梅福傳》「初武帝時、始封周後姬嘉爲周子南君。至元帝時、尊周子南君爲周承休侯、位次諸侯王。使諸大夫博士求殷後、分散爲十餘姓、郡國往往得其大家、推求子孫、絕不能紀。時匡衡議以爲、王者存二王後、所以尊其先王而通三統也。其犯誅絕之罪者絕、而更封他親爲始封君、上承其王者之始祖。春秋之義、諸侯不能守其社稷者絕。今宋國已不守其統而失國矣、則宜更立殷後爲始封君、而上承湯統、非當繼宋之絕侯也、宜明得殷後而已。今之故宋、推求其嫡、久遠不可得。雖得其嫡、嫡之先已絕、不當得立。禮記、孔子曰、丘殷人也。先師所共傳。宜以孔子世爲湯後。上以其語不經(注「不合於經也」)、遂見寢。」

(11) 同上「成帝久亡繼嗣、福以爲宜建三統、封孔子之世以爲殷後、復上書曰、臣聞、…今成湯不祀、殷人亡後、陛下繼嗣久微、殆爲此也。春秋經(僖公二五年)曰、宋殺其大夫。穀梁傳曰、其不稱名姓、以其在祖位尊之也。此言孔子故殷後也。雖不正統、封其子孫以爲殷後、禮亦宜之。…福孤遠、又譏切王氏、故終不見納。初武帝時、…至成帝時、梅福復言、宜封孔子後、以奉湯祀。綏和元年、立二王後、推迹古文、以左氏·穀梁·世本·禮記相明、遂下詔封孔子世爲殷紹嘉侯。」

(12) 《毛詩》《卷耳》疏引《五經異義》「疊制。韓詩說、金疊、大夫器也。天子以玉、諸侯·大夫皆以金、士以梓。毛詩說、金疊、酒器也。諸臣之所酢。人君以黃金飾尊、大一碩、金飾龜目。蓋刻爲雲雷之象。謹案、韓詩說、

天子以玉、經無明文。謂之疊者、取象雲雷博施、如人君下及諸臣。」(袁堯年は《周禮》〈春官・司尊彝〉疏引くに據りて「疊制」の上に「第六」の二字を補っているが、《周禮》〈大宗伯〉疏・《毛詩》〈黍離〉疏・《爾雅》〈釋器〉疏に引く《五經異義》には「第六天號」とあり、「疊制」の篇次が第六であつたかどうか疑わしいので、いまは従わない。

(13) 《駁》五經異義》「或曰、卿大夫士有主否。答曰、案公羊說、卿大夫非有土之君、不得祫享昭穆、故無主。大夫束帛依神、士結茅爲敢。春秋左氏傳曰、孔悝反祫於西圃。祫、石主也。言大夫以石爲主。謹案、大夫以石爲主。禮無明文。大夫士無昭穆、不得有主。今山陽民俗、祠有石主。駁曰、少牢饋食、大夫祭禮也、束帛依神。特性饋食、士祭禮也、結茅爲敢。大夫無主。孔悝之反祫、所出公之主爾。」(《通典》卷四八「禮八」・《御覽》卷五三一「禮儀部」等引く。いまは《鄭氏佚書》の校訂文に據る。)

許慎の意圖はわかりにくいだが、《通典》の原注には「(許)慎據春秋左氏傳曰、衛孔悝反祫於西圃。祫、石主也。言大夫以石爲主。鄭駁云、少牢饋食、云々」に作り、また《鄭志》を引いて「張逸問、許氏異義駁、衛孔悝之反祫有主者、何謂也。答、禮、大夫無主。而孔獨有者、或時末代之君賜之、使祀其所出之君也」とあれば、大夫士に主なし、を基本線としながらも、《左傳》の石主説も否定しなかつたものらしい(袁堯年の按語に「云う、(許於公羊・左氏未有定論)、(攷許・鄭皆以爲大夫士廟無主、此曷爲駁之。蓋以許君據左氏傳、未有定說故也。')なお皮錫瑞《鄭志疏證》は「據此數處之文、則大夫無主是今春秋公羊說。若古春秋左氏說、不必與今春秋合、故有孔悝反祫之文。許信古文、異義多從左氏、故鄭君據今文駁之。蓋鄭從今文、其注禮皆謂大夫士無主。許從古文、雖引今文卿大夫無主之說、仍據左氏說爲折衷。而孔氏正義・杜氏通典引此皆少別白、誤以許所引今文說

爲即許說、後人遂謂許鄭同意、皆云大夫士無主、殊失許意」と云うが、いささか許慎古文説にとらわれすぎの感がある。

大夫士の廟に主ありやなしやは、禮學上も議論のあるところであるが、大夫は三廟、士は一廟で禘祭はないことから、主なしとする説のほうが優勢のようである。

主については、他に用いる木の種類についての議論があり、また石主に關しては社の主は石主か木主かという問題があるが、本文とは直接關わらないので、その説明は補説③④に譲る。

(14) 《五經異義》「禮戴說、鸞在衡、和在軾。詩毛氏說、在軾曰和、在鑣曰鸞。謹案、經無明文、且殷周或異。」(《毛詩》《駟驥》疏引く。いまは《鄭氏佚書》の校訂文に據る。疏に云う、「鄭亦不駁。」)

(15) 《王制》「五十不從力政」疏「(五經) 異義。禮戴說、王制云、五十不從力政、六十不與服戎。易孟氏・韓詩說、年二十行役、三十受兵、六十還兵。古周禮說、國中自七尺以及六十、野自六尺以及六十有五、皆征之。許慎謹按云、五經說皆不同、是無明文所據。漢承百王而制、二十三而役、五十六而免。六十五已老、而周復征之、非用民意。是許以周禮爲非。鄭駁之云、周禮是周公之制、王制是孔子之後大賢所記先王之制。周禮所謂皆征之者、使爲胥徒給公家之事、如今之正衛耳。六十而不與服戎、胥徒事暇、坐息之間多、其五歲又何太違之云。徒給公家之事、云非用民意取(按當作耶)。王制所云力政、挽引築作之事(補説⑤)、所謂服戎、謂從軍爲士卒也。二者皆勞於胥徒、故早舍之。如鄭此言、力政田役爲重、故云五十免之。故此五十不從力政。」

(16) 《王制》「天子七廟」疏「張融謹案、周禮守祧職、奄八人。…自太祖以下、與文武及親廟四用七人、姜嫄用一人適盡。若除文武、則奄少二人。曾子問、孔子說周事而云七廟無虛主。若王肅數高祖之父・高祖之祖廟、與文

武而九、主當有九、孔子何云七廟無虛主乎。故云、以周禮・孔子之言爲本、穀梁說及小記爲枝葉、韋玄成・石渠論・白虎通爲證驗。七廟斥言、玄說爲長。」(《聖證論》に收む)

(17) (序周禮廢興)「鄭玄周禮序云、玄竊觀二三君子之文章、顧省竹帛之浮辭、其所變易、灼然如晦之見明、其所彌縫、奄然如合符復析。斯可謂雅達廣攬者也。」(「其所彌縫、奄然如合符復析」の句は自然に讀めば「其の變易する所は奄然として符を合せて復た析つが如し」となるであろうが、それだと意味が轉倒するので、陳澧は「疑當作析符復合」(《東塾讀書記》卷一三「鄭學」と云う。陳說是に似たれども、強いて讀めば「符を合せ析れたるを復す」と讀めなくもないので、いま姑く舊に従う)。

「彌縫」は經學の常套語であるが、ここでは古い用例をいくつか挙げておく。《左傳》桓公五年「魚麗之陳、先偏後伍、伍承彌縫。」同僖公二十六年「(齊)桓公是以糾合諸侯、而謀其不協、彌縫其闕、而匡救其災、昭舊職也。」《後漢書》列傳第五十一「左・周・黃傳論」「王暢・李膺彌縫袞闕」注「彌縫猶補合也。」同列傳第六十四上「袁紹傳上」「莫府方詰外姦、未及整訓、加意含覆、冀可彌縫。」注「左傳(昭公二年)曰、彌縫敝邑。杜預注曰、彌縫猶補合。」

(18) 【古制茫昧】節注(4) 参照。

(19) 出典未詳。「家法」の用例としては、《後漢書》卷六(質帝紀)「四姓小侯、先能通經者、各令隨家法。」注「儒生爲詩者、謂之詩家、禮者謂之禮家、故言各隨家法也。」

漢代、師法と並んで家法が重んじられたことについても、皮錫瑞《經學歷史》に指摘されている。ただ、師法と家法の差異についてはよくわからないところがある。

補説

①顔之推は《漢書》〈韋玄成傳〉を知らなかった博士達を嘲笑をこめて記録している。《顔氏家訓》〈勉學〉「魏收之在議曹、與諸博士議宗廟事、引據漢書。博士笑曰、未聞漢書得證經術。魏便忿怒、都不復言、取韋玄成傳、擲之而起。博士一夜共披尋之、達明、乃來謝曰、不謂玄成如此學也。」

②秦蕙田が「案經傳所說四時之田、異說甚多。周禮・左傳四時皆田、公羊注、夏時不田、其異一。周禮、菟苗獮狩、歲歲皆行。左傳治兵振旅、三年一舉。其異二。周禮左傳、以菟苗獮狩分春夏秋冬、公羊春苗秋菟、穀梁春田秋菟、其異三」（《五禮通考》卷二四二「軍禮十」〈田獵名義〉）と云うとおり、田（狩獵）制については大きく三つの問題がある。その一は田の回数と時期、その二は四時の田の名稱、その三は田の目的である。《公羊傳》や《王制》の今文説と《周禮》《左傳》の古文説との二説に大別され、今文説は夏を除く三時のみ田すとし、その目的は宗廟・賓客の用に充てるためとする。これに對して古文説は四時全てに田すとし、その目的は軍事教練にありとする。四（三）時の田の名稱は、公羊説は春が菟、秋が菟、冬が狩、《周禮》《左傳》は春が菟、夏が苗、秋が獮、冬が狩である（《爾雅》《釋天》も同じ）。以下に主要資料を挙げておく。

《公羊傳》桓公四年「正月、公狩于郎。狩者何。田狩也。（注「田者菟狩之摠名也。古者肉食衣服、捕禽獸、故謂之田。取獸于田、故曰狩。易曰、結繩罔以田魚。」）春曰苗、（注「苗、毛也。明當見物、取未懷任者。」）秋曰菟、（注「菟、簡擇也。簡擇幼稚、取其大者。」）冬曰狩、（注「狩猶獸也。冬時禽獸長大、遭獸可取。不以夏田者、春秋制也。以爲飛鳥未去於巢、走獸未離於穴、恐傷害於幼稚、故於苑囿中取之。」）……諸侯曷爲必田狩。一曰乾豆、

二曰賓客、三曰充君之庖。」

〔王制〕「天子諸侯無事、則歲三田。一爲乾豆、二爲賓客、三爲充君之庖。」〔注〕「三田者、夏不田、蓋夏時也。周禮〔大司馬〕、春曰蒐、夏曰苗、秋曰獮、冬曰狩。」疏「鄭之此注、取春秋緯運斗樞之文。故以爲夏不田。若何休稍異於此。案穀梁傳桓四年、公狩于郎。傳曰、春曰田、夏曰苗、秋曰蒐、冬曰狩。何休云、運斗樞曰、夏不田。穀梁有夏田。於義爲短。鄭玄釋之云、四時皆田、夏殷之禮。」無事而不田曰不敬、田不以禮曰暴天物。」

〔說苑〕〔修文〕「春秋曰、正月公狩于郎。傳曰、春曰苗、秋曰蒐、冬曰狩。苗者奈何。」〔原作春曰蒐夏曰苗秋曰獮冬曰狩。從盧文弼校改〕曰、苗者毛也。取之不圍澤、不揜羣、取禽不腐卵、不殺孕重者。秋蒐者、不殺小麕及孕重者。冬狩皆取之。百姓皆出、不失其馳、不抵禽、不詭遇、逐不出防、此苗蒐狩之義也。故苗蒐狩之禮、簡其戎事也。故苗者毛取之、蒐者搜索之、狩者守留之。夏不田何也。曰、天地陰陽盛長之時、猛獸不攫、鷙鳥不搏、蝮蠱不螫。鳥獸蟲蛇、且知應天、而况人乎哉。是以古者必有豢牢。其謂之田何。聖人舉事、必反本。五穀者、以奉宗廟養萬民也。去禽獸害稼穡者、故以田言之。聖人作名號而事義可知也。」〔《玉海》卷一四四、《儀禮經傳通解》卷三六は《賈誼新書》として引く〕

〔左傳〕隱公五年「臧僖伯曰、春蒐夏苗秋獮冬狩、皆於農隙以講事也。」

〔穀梁傳〕桓公四年「四時之田、皆爲宗廟之事也。春曰田、〔注〕「取獸於田。」夏曰苗、〔注〕「因爲苗除害、故曰苗。」秋曰蒐、〔注〕「蒐擇之、舍小取大。」冬曰狩。〔注〕「狩、圍狩也。冬物畢成、獲則取之、無所擇。」四時之田用三焉、唯其所先得、一爲乾豆、二爲賓客、三爲充君之庖。」

なお〔釋廢疾〕に「四時皆田、夏殷之禮」とあるのは〔王制〕注に「三田者、夏不田、蓋夏時也」とあるのと合わ

ないので、皮錫瑞《釋廢疾疏證》の云うように、「夏殷」は「殷周」の誤りであろう。

③〔曲禮下〕「措之廟、立之主曰帝」注「同之天神。春秋傳曰、凡君卒哭而祔、祔而作主。」疏「措之廟立之主者、措、置也。王葬後、卒哭竟而祔置於廟、立主、使神依之也。白虎通云、所以有主者、神無依據、孝子以繼心也。主用木、木有始終、又與人相似也。∴方尺、或曰尺二寸。鄭云、周以栗。漢書、前方後圓。五經異義云、主狀正方、穿中央達四方。天子長尺二寸、諸侯長一尺。∴〔注云〕凡君卒哭而祔祔而作主者、此是左傳僖三十三年之言也。天子七月而葬、九月而卒哭、諸侯五月而葬、七月而卒哭、大夫三月而葬、五月而卒哭、士三月而葬、是月而卒哭。卒哭者、是葬竟虞數畢后之祭名也。孝子親始死、哭晝夜無時、葬後虞竟、乃行神事。故卒其無時之哭、猶朝夕各一哭、故謂其祭爲卒哭。卒哭明日而立主、祔於廟、隨其昭穆、從祖父食、卒哭、主暫時祔廟、畢更還殯宮、至小祥作栗主入廟。乃埋桑主於祖廟門左埋重處。故鄭云虞而作主、至祔奉以祔祖廟。既事畢、反之殯宮。然大夫士亦卒哭而祔、而左傳唯據人君有主者言之、故云凡君。鄭注祭法云、大夫士無主也。此言凡君、明不關大夫士也。崔靈恩云、大夫士無主、以幣帛祔、祔竟、並還殯宮、至小祥而入廟也。又檀弓云、重主道也。鄭注引公羊傳云、虞主用、桑練主。用栗則似虞已有主、而左傳云祔而作主。二傳不同者、案說公羊者朝葬、日中則作虞主。若鄭君、以二傳之文雖異、其意則同、皆是虞祭揔了、然後作主。以作主去虞實近、故公羊上係之於虞作主、謂之虞主、又作主爲祔所須、故知左氏據祔而言、故云祔而作主。故異義云、古春秋左氏說、既葬、反虞。天子九虞、九虞者以柔日。九虞、十六日也。諸侯七虞、十二日也。大夫五虞、八日也。士三虞、四日也。既虞、然後祔死者於先死者、祔而作主、謂桑主也。期年然後作栗主。許慎謹案、左氏說與禮記同。鄭君不駁、明同許意。

④《五禮通考》卷四二〔社稷・附論諸家社主用石用木不同〕「春官小宗伯帥有司而立軍社。鄭注、社之主、蓋用石爲

之。賈疏、案許慎云、今山陽俗祠有石主。彼雖施于神祠、要有石主。主類其社、其社既以土爲壇、石是土之類、故鄭注、社主蓋以石爲之。無正文、故云蓋、以疑之也。夏官量人賈疏、在軍不用命、戮于社。故將社之石主而行。陳氏禮書、周禮小宗伯、若大師則帥有司而立軍社、奉主車。春秋傳（定公四年）曰、軍行、祓社、禱鼓、祝奉以從。鄭氏曰、社之主、蓋用石爲之。唐神龍中、議立社主。韋叔夏等引呂氏春秋及鄭玄議、以爲社主用石。又後魏天平中、大社石主遷于社宮。是社主用石矣。又檢舊社主、長二尺五寸、方一尺七寸。在禮無文。案韓詩外傳云、天子大社、方五丈。諸侯半之。蓋以五是土數、故壇方五丈、其社主準五數、長五尺、準陰之二數、方二尺。刻其上以象物生、方其下以體地體。埋其半以根在土中而本末均也。（《通典》禮五）蓋石地類也。先儒謂、社主石爲之、其長不過尺五寸、其短以寸計之。唐之時、舊主一尺六寸、方一尺七寸、蓋有所傳然也。而議者謂、宜長五尺、方二尺、埋其半于土中。此臆論也。古者天子諸侯有載社之禮、而陳侯嘗擁社以見鄭子展。（《左傳》襄公二五年）果埋其半、則不可迎而載、果石長五尺、方二尺、則不可取而擁。朱子語錄、問、古者各樹其所宜木以爲社。不知以木造主、還便以爲主。朱子曰、看古人意思、只以樹爲社主、使神依焉、如今人說神樹之類。以木名社、如櫟社、柺榆社（原脫社字、今據語類補）之類。（卷二五及卷九〇）問、社主平時藏何處。曰、但以所宜木爲主、如今世俗之神木。然非是將木來作主也。（卷九〇）答許順（原譌慎、今據文集改）之曰、古人立木于社、使民知所存着、知社之神必有所司、則國君所以守社稷其嚴乎。（文集卷三九）邱光庭兼明書、社所以依神表域也、各隨其地所宜而樹之。宰我謂欲使人畏敬戰慄、失其義也。程氏迥曰、古者以木爲主、今也以石爲主、非古也。蕙田案、社主用石、本周禮鄭注之說、非有明證。夫軍行載社主、陳侯擁社主、皆非石主所宜、且已埋其半于土中、如何復載之擁之也。朱子雖云各樹其土之所宜木以爲主、然語錄又云非是將木來作主、則又非以木爲主也。是石主木主兩皆無據、不如古之樹木以依神者爲

當、而臨祭則用後世木主可耳。」

なお朱子の發言は《論語》(八佾)「哀公問社於宰我。宰我对曰、夏后氏以松、殷人以栢、周人以栗。曰、使民戰栗」に關わるものであるが、この章は、孔安國が「凡建邦立社、各以其土所宜之木」と注するように、本來は社に樹てる神木を問うものであったと考えられるが、《魯論》は「社」を「主」に作っていたらしく、そのため、漢代には社のご神體としての主をどの木で作るかと哀公が問うたとする解釋や、さらには社と無關係に宗廟の主(位牌)に何の木を用いるかとする解釋があつたようである(祭法)疏引く《五經異義》「今春秋公羊說、祭有主者、孝子之主繫心。夏后氏以松、殷人以栢、周人以栗。又周禮說、虞主用桑、練主以栗。無夏后氏以松爲主之事。謹案、從周禮說・論語所云、謂社主也。鄭氏無駁、從許義也。」なお、皇侃義疏や《釋文》に據れば、鄭玄本も「問主」に作っていたようであるが、社のこととして解釋している。いわゆる《魯論》の字に仍りて讀は古に従うである。)

⑤ 殿本は「胥徒事暇坐息之間多其五歲又何太違之云徒給公家之事云非用民意取王制所云力政挽引築作之事」を「胥徒事暇。坐息之間。多其五歲。又何太違之。云徒給公家之事。云非用民。意取王制所云力政挽引築作之事」と句讀しており、北京大學本はじめ、近年出版された標點本も、意識的かいなかは不明だが、基本的にその句讀を踏襲している(ただ標點本は「民」で句せず、「意」で句切る。もちろん、それが正しい)。しかし、後半は明らかな誤讀で、「王制云ふ所の力政は挽引築作の事」と讀まなければならない。問題は前半で、正直よく讀めない。あるいは「多」字を脱する等の脱誤があるのかもしれない。取り敢えずこのままで讀むとすれば、リズムから言えば、確かに「坐息之間、多其五歲、又何太違之」と句切るのが自然である。しかしそれでは「坐息之間」が不辭となるし、下句も「其多五歲」に作るべきであろう。ここの意味は、實際には大した勞役はなく、休息している時間が多いのだから、

五年の違いは問題にはならないということであるから、「坐息之間多し」と讀むのがよいと思う。衛湜《禮記集說》も「胥徒事暇、坐息之間多、如鄭此說、力政田役為重」を引き、「坐息之間多」を一句としてゐる。なお、私の感覺では、上の「云」字は助字として上句に屬しめたく、また「取」は「耶」の形譌とみたい。念のために訓讀すれば、「胥徒は事暇にして、坐息の間多し。其の五歳又た何ぞ太だ之に違はん。徒だ公家の事に給するのみ。民を用ふるの意に非ずと云はんや」となる。

【三禮の學における鄭玄の重要性】

董景道說經、三禮之義、皆遵鄭氏、著禮通論、非駁諸儒、演廣鄭旨。此由鄭學精博貫通、亦緣鄭氏以前、未有兼注三禮者。以周禮・儀禮小戴禮記爲三禮、亦自鄭始。隋書經籍志、三禮目錄一卷、鄭玄撰。故舍鄭無所宗也。周官、舊有傳四篇、亡矣。儀禮喪服有子夏傳、而十七篇有記者十二篇。士冠・士昏・鄉飲酒・鄉射・燕禮・聘禮・公食大夫・覲禮・喪服・既夕・士虞・特性饋食。藝文志所載記百三十一篇・明堂陰陽・王史氏・曲臺后倉・中庸說・明堂陰陽說等、以及今之小戴記四十九篇・大戴記二十九篇、皆傳訓章句之屬也。然或存或亡、存者又文義簡質、非注莫解。東漢說周禮者、鄭與及子衆・衛宏・賈逵・馬融皆作周禮解詁、今惟鄭康成注孤行百代。說儀禮者、僅馬季長注喪服經傳一篇。至全注十七篇、亦自鄭氏始。禮記雖有馬融・見東漢會要。盧植、今皆不傳。禮記釋文及疏云、鄭亦竝依盧・馬之本而爲注。然後之言小戴者、皆傳鄭氏。鄭

又考正禮圖、存古遺制、是三禮之學、萃于北海。故大戴記、鄭所未注、則若存若亡、八十五篇遂殘其半矣。由晉及唐、諸經所主、或有不同、至于詩共宗毛、禮同遵鄭。卽王肅・李譔之倫、有心異鄭、學終未昌、此必有由來矣。尋康成戒子書云、思述先聖之玄意、整百家之不齊。其周禮序稱揚鄭・衛・賈・馬、謂其所變易灼然如晦之見明、其所彌縫奄然如合符復析。其自言注經之意、則曰、天下之事、以前驗後、其不合者、何可悉信。是故悉信亦非、不信亦非。此可知鄭君之雅達廣攬、博綜衆長矣。雖良玉有瑕、終爲良玉。後人或攻癥索瘡、抑補闕拾遺、終不礙其爲絕學也。若夫質干辭訓、通人頗譏其繁。後漢書本傳語。然觀鄭志答張逸云、文義自解、故不言之、凡說不解者耳、衆篇皆然。是知注文本簡、有時不得不繁。豈秦近君說堯典篇目二字、至十餘萬言之比哉。

董景道の經を説くに、三禮の義は皆鄭氏に遵ひ、《禮通論》を著して諸儒を非駁し、鄭の旨を演廣す(1)。此れ鄭字の精博(2)貫通(3)に由り、亦た鄭氏以前、未だ三禮を兼ね注する者有らず(《周禮》《儀禮》《小戴禮記》を以て三禮と爲すも、亦た鄭自り始む。《隋書》《經籍志》に「三禮目錄一卷、鄭玄撰」(4)と)、故に鄭を舍きて宗とする所無きに縁るなり。《周官》は舊くは《傳》四篇有りしも、亡べり(5)。《儀禮》《喪服》に子夏の《傳》有るも(6)、十七篇の記(7)有る者は十二篇のみ。(《士冠》《士昏》《鄉飲酒》《鄉射》《燕禮》《聘禮》《公食大夫》《覲禮》《喪服》《既夕》《士虞》《特牲饋食》なり。《藝文志》載する所の《記》百三十一篇・《明堂陰陽》《王史氏》《曲臺后倉》《中庸說》《明堂陰陽說》等より(8)、以て今の《小戴記》四十九篇・《大戴記》二十九篇に及ぶまで、皆傳訓章句の屬なり(9)。然れども或いは存し或いは亡び、存する者又た文義簡質にして、注に非ざれば解する莫し。東漢の《周禮》を説く者、鄭興及び子の衆・衛宏・賈逵・馬融、皆《周禮解詁》を作るも(10)、今は惟だ鄭康成注のみ百代に

孤行せり(11)。「儀禮」を説く者は、僅かに馬季長の注せる「喪服經傳」一篇のみ(12)。十七篇に全注するに至りては、亦た鄭氏自り始まる。「禮記」は馬融(《東漢會要》に見ゆ(13))・盧植(14)有りと雖も、今皆傳はらず。「禮記・釋文」及び疏に云ふ、「鄭も亦た並びに盧・馬の本に依りて注を爲る」と(15)。然れども後の小戴を言ふ者、皆鄭氏を傳ふ。鄭又た《禮圖》を考正し(16)、古への遺制を存す。是れ三禮の學、北海に萃まる。故に《大戴記》は、鄭の未だ注せざる所なれば、則ち存するが若く亡するが若くして、八十五篇遂に其の半ばを殘せり。(17)晉より唐に及ぶまで、諸經の主とする所に、或いは不同有れども、《詩》に至りては共に毛を宗とし、《禮》は同に鄭に遵ふ(18)。即ち王肅・李譔の倫、心ともがら鄭に異なること有れども(19)、學終に未だ昌えず(20)、此れ必ず由來有り。康成の「子を戒むるの書」を尋ぬるに云ふ、「先聖の玄意を述べ、百家の不齊を整へんと思ふ」と(21)。其の「周禮序」(22)に鄭・衛・賈・馬を稱揚して謂へらく、「其の變易する所は灼然として晦に明を見るが如く、其の彌縫する所は奄然として合符の析てるを復するが如し」と(23)。其の自ら經に注するの意を言ひては則ち曰く、「天下の事、前を以て後を驗す、其の合はざる者は、何ぞ悉く信ず可けん。是の故に悉く信ずるも亦た非、信ぜざるも亦た非」と(24)。此に知る可し、鄭君の雅達廣攬(25)、衆長を博綜(26)せることを。良玉は瑕ありと雖も、終に良玉爲り(27)。後人或いは癥を攻め疖を索め(28)、抑おさいは闕を補ひ遺を拾ふも、終に其の絶學(29)爲るを硃さげざるなり。若し夫れ辭訓に質にして、通人頗る其の繁を譏る(《後漢書》本傳の語)(30)。然れども《鄭志》の張逸に答へるを觀るに云ふ、「文義自ずから解く、故に之を言はず、凡そ解せざる者を説くのみ、衆篇皆然り」と(31)。是に知る、注文は本より簡なるも、時有りてか繁ならざるを得ざることを。豈に秦近君の《堯典》篇目二字を説くに、十餘萬言に至るの比ならんや(32)。

董景道の經說では、「三禮」については全て鄭玄の說に従っており、その著《禮通論》では諸儒を批判して鄭說の趣旨を推演している。これは鄭玄の學問が精博兼備にしてかつ一貫した體系を有していることに加えて、鄭玄以前に「三禮」全てに注釋を著した者はいなかったためである。《周禮》《儀禮》《小戴禮記》をもつて「三禮」と稱することもまた鄭玄が始めたことである。《隋書》《經籍志》に「三禮目錄一卷、鄭玄撰」と著録する。鄭玄を置いては宗主とするものが他になかったということである。《周官》には古くは《傳》四篇があつたが、夙に亡んだ。《儀禮》《喪服》には子夏の《傳》はあるものの、十七篇のうち《記》の存するものは十二篇にすぎない。（《土冠禮》《土昏禮》《鄉飲酒禮》《鄉射禮》《燕禮》《聘禮》《公食大夫禮》《覲禮》《喪服》《既夕禮》《士虞禮》《特性饋食禮》の十二篇である。）《漢書》《藝文志》に所載の「《記》百三十一篇・《明堂陰陽》《王史氏》《曲臺后倉》《中庸說》《明堂陰陽說》」等をはじめとして、今傳わる《小戴記》四十九篇・《大戴記》二十九篇に及ぶまで、いずれも傳訓章句に屬する書であるが、存亡相半ばする。しかも存するものでも文義が簡潔質朴で、注釋がなければ理解できない。後漢の《周禮》學者としては鄭興・鄭衆父子、衛宏・賈逵・馬融らがあり、いずれも《周禮》の「解詁」を作つたが、今はただ鄭玄注のみが傳わり百代に行われてきた。《儀禮》を説いたものとしては、わずかに馬融の注した《喪服經傳》一篇があるだけで、十七篇全体に注を加えるのもやはり鄭玄から始まつたことである。《禮記》は馬融（《東漢會要》に見える）や盧植に注があつたが、今は皆傳わらない。《禮記・釋文》および孔疏に「鄭玄もまた盧植・馬融のテキストを底本として注を作つた」とあるが、しかし後代の《小戴禮記》を説く者は、皆鄭氏の學を傳えたのである。鄭玄はさらにまた禮圖を考正し、古代の遺制を傳え残した。以上のように、三禮の學はその精粹は鄭玄に集約されているのである。だから

こそ鄭玄の注しなかった《大戴禮記》のほうは、あるかなきかという状況に陥って、八十五篇の半ばを失ってしまつたのである。晋代より唐代に至るまでの間、經學の宗主とする學説には（時代や學派によつて）相違するところがあつたけれども、詩經學においてはともに「毛詩」を宗とし、禮學においては皆同じく鄭玄に順つた。たとい王肅や李譔の徒が、鄭説に異を立てることを心に期していたとしても、彼らの學説は結局昌んになることはなかつた。これは必ず由來のあることなのである。鄭玄の〈子の益を戒むるの書〉を見ると、「先聖の本意を祖述し、百家の（學説の）不整合を整えようと願つた」とあり、またその《周禮》序には、鄭衆・衛宏・賈逵・馬融（の《解詁》）を稱揚して「諸先生の變易した箇所は晦日に明光を見るがごとく明晰であり、その彌縫した箇所は割符をびつたり合わせたやうに隙間がない」と褒め稱えている。また經に注する際の心掛けとして、「天下の事がらは、前事をもつて後事を驗證しなればならない。それが一致しないものは、どうして全てを信じてきようか。だから全てを信じてのものよくないし、逆に一切信じないのもよくない」と自ら述べている。これらの言から鄭玄が衆説を廣く博搜し、その中の優れたもののみを總合していた博雅のほどがよくわかるであろう。良玉は瑕があつても、やはり最後まで良玉である。後人はあるいは毛を吹いて疵を求めたり、あるいはその缺を補い遺を拾つたりしてきたが、ついに鄭玄の並ぶ者なき偉大な學問（であるとの評価）を貶めることはできなかつたのである。あるいは鄭玄の文章は辭訓に質朴であつて、通人はすこぶるその繁雜さをそしつた、とも傳えられる（《後漢書》本傳の語）。しかし、《鄭志》の張逸の質問に答えたことばを見ると、「文義が自ずからわかるから注しなかつたまでだ。およそ私の注釋は、わからないところだけを説明してあるのだ。（ここだけではなく）全てそうだ」と云つてゐる。このことばから、鄭玄の注文は本來は簡明なるものではあつたが、時には繁雜にならざるを得なかつたということが知られる。かの秦近君が《堯典》篇目

一字を説くに、十餘萬言を費やしたることと同列に語れようか。

(1) 《晉書》卷九一(儒林・董景道傳)「董景道字文博、弘農人也。少而好學、千里追師、所在晝夜讀誦、略不與人交通。明春秋三傳・京氏易・馬氏尚書・韓詩、皆精究大義。三禮之義、專遵鄭氏、著禮通論、非駁諸儒、演廣鄭旨。」

(2) 《後漢書》列傳第五十上(馬融傳)「嘗欲訓左氏春秋、及見賈逵・鄭衆注、乃曰、賈君精而不博、鄭君博而不精、既精既博、吾何加焉。但著三傳異同說。」《晉書》(儒林・杜夷傳)「處士杜夷棲情遺遠、確然絕俗、才學精博、道行優備。」

《禮書》をはじめ、禮學において精博を稱せられるものは多いが、鄭玄を「精博」と稱した例は存外少なく、《欽定周官義疏》に「以康成之精博、寧當以洛水爲潞水乎。顏師古注漢書亦依鄭說、不可曉也」(卷三三(職方氏))ぐらいしか見當たらぬ。

(3) 《中庸章句》序「此書之旨、支分節解、脈絡貫通、詳略相因、巨細畢舉。」

(4) 《隋志》「三禮目錄一卷、鄭玄撰。」《新・舊唐志》にも著録(《舊唐志》は「鄭玄注」に作るが、誤りであろう)。《三禮目錄》の掛本は《鄭氏佚書》《通德遺書所見錄》および《漢學堂經解》に收めるが、その佚文は三禮ともにそれぞれの篇題疏に見えるものがほとんど全てである。ただ下文に見える(周禮序)や《禮記正義》に引く(禮序)も《三禮目錄》に收められていたようである。恐らく(禮序)が全體の總序で、(周禮序)が(周禮目錄)の序にあたるのであろう。《通德遺書所見錄》(紋錄)に云う、「三禮目錄第七 禮序及目錄並見

儀禮・周官疏・禮記正義。隋經籍志・唐藝文志並云、三禮目錄一卷。禮序不著目。廣林謹案、錄者錄經題之義例、序者序訓故之指歸。錄在目下、序則弁端。史記太史公自序・前漢書敘傳、其前篇序也、本紀以下敘傳卽錄也。釋文首卷、名曰序錄、知三禮目錄、七十二篇前、冠禮序以總會之。序與錄固毗連焉。特以目錄標題耳。釋文序錄引禮序文亦稱目錄、尤其明證。」序と錄の關係については孔氏の説は肯綮に中るものである。ただし、劉向敘録の體例では目錄の後に序があることから、序の位置は目錄の前であつたとは斷言できない。

なお「三禮」という呼稱は、《後漢書》(儒林傳下)に「(鄭)玄作周官注。玄本習(釋文序錄引習作治)小戴禮(戴聖の傳えた《士禮》十七篇を指す)、後以古經校之、取其義長者(釋文序錄引作取其於義長者順者)、故爲鄭氏學。玄又注小戴所傳禮記四十九篇。通爲三禮焉」とあり、また《儀禮疏》「鄭氏注」疏に「鄭(玄自)敘云、凡著三禮七十二篇(《周禮》六篇・《儀禮》十七篇・《禮記》四十九篇の合計)」とあることから、鄭玄に始まるものとみなされている(《釋文・序錄》に「漢初、立高堂生禮博士、後又立大・小戴・慶氏三家、王莽又立周禮。後漢、三禮皆立博士」とあるが、吳承仕が「三禮之名、漢末始作。序錄云、後漢、三禮皆立博士。似謂禮記亦立學官矣。説誤。曹元弼云、三禮當爲三家。似近之」と云うとおり、後漢に三禮博士の鼎立の事實はない)。ただ、夙に馬融は三禮の注を作り(ただし、《儀禮》は本文にあるとおり(喪服)のみ↓補説①)、また盧植の《禮記解詁》も「臣少從通儒故南郡太守馬融受古學、頗知今之禮記特多回穴。臣前以周禮諸經發起批謬、敢率愚淺、爲之解詁」(《後漢書》列傳第五四(盧植傳))と自ら云うごとく、《周禮》と《禮記》の疏通を圖っており、實質的に三禮の觀念は鄭玄以前に成立している。吳承仕が「蓋三禮之名、上承盧植、而三禮之學、自鄭氏集其大成、遂爲百世不祧之祖」(《序錄疏證》)と云うのはもつともである。なお拙稿「盧植とその

『禮記解詁』(上)(下)、「京都大學文學部研究紀要」第二九・三〇號、一九八九・九〇年)および佐川彌子「東漢における三禮の生成について」(『二松』第十五集、二〇〇一年)を参照。

(5) 『漢志』「周官傳四篇。」張舜徽曰、「河間獻王得周官經、在武帝時、下距成帝河平校書、已踰百年。其間講習是經而爲之傳者、必不乏人。惟此四篇、不知出于誰手。姚振宗以爲獻王及其國之諸博士作。獻王獻周官經、並獻其傳、故七略亦並載其書。其說是已。」(『漢書藝文志通釋』五〇(五一頁))

(6) 『喪服』篇題疏「第六明作傳之人、又明作傳之義。傳曰者、不知是誰人所作、人皆云孔子弟子卜商字子夏所爲。案公羊傳是公羊高所爲、公羊高是子夏弟子、今案公羊傳、有云者何・何以・曷爲・孰謂之等、今此傳亦云者何・何以・孰謂・曷爲等之間。師徒相習、語勢相遵、以弟子却本前師、此傳得爲子夏所作、是以師師相傳、蓋不虛也。其傳內更云傳者、是子夏引他舊傳以證己義。」なお、後文で黃氏は「禮記之起、蓋在孔子之前」と論じている。

(7) 『士冠禮』「記」疏「凡言記者、皆是記經不備、兼記經外遠古之言。鄭注燕禮云、後世衰微、幽・靈尤甚、禮樂之書、稍稍廢棄。蓋自爾之後有記乎。又案、喪服記、子夏爲之作傳、不應自造、還自解之。記當在子夏之前、孔子之時、未知定誰所錄。」

(8) 『漢志・六藝略・禮』に「記百三十一篇(原注、七十子後學者所記也)、明堂陰陽三十三篇(原注、古明堂之遺事)、王史氏二十一篇(原注、七十子後學者。師古注、劉向別錄云、六國時人也)、曲臺后倉九篇(師古注、如淳曰、行禮射於曲臺、后倉爲記、故名曰曲臺記。漢官曰、大射于曲臺。晉灼曰、天子射宮也。西京無太學、於此行禮也)、中庸說二篇(師古注、今禮記有中庸一篇、亦非本禮經。蓋此之流)、明堂陰陽說五篇」を著録する。

(9) この黄氏の評言はかなり問題であろう。(漢志)所載の《記》百三十一篇以下の書は必ずしも禮經の詁訓書ばかりではなく、「傳訓章句の屬」と稱してよいかどうかはさぶる疑問と思う。もつとも、これらの書がいわゆる「記」や「說」に屬することは間違ひなく(張舜徽曰、「此處明堂陰陽・王史氏・曲臺后倉三書相承而下、皆蒙上文『記』字直敘之、故均不再繫以『記』字也。」「《漢書藝文志通釋》四八頁)、黄氏はそれを「傳訓章句の屬」と表現しただけのことかもしれない。↓補説②

(10) 〈序周禮廢興〉「鄭玄序云、世祖以來、通人達士、大中大夫鄭少贛及子大司農仲師・故議郎衛次仲・侍中賈君景伯・南都太守馬季長、皆作周禮解詁。」同「(馬融傳)又云、至六十爲武都守、郡小少事、乃述平生之志、著易・尚書・詩・禮傳皆訖。惟念前業未畢者、唯周官、年六十有六、目瞑意倦、自力補之、謂之周官傳也。」

(いづれも【禮學の難、その四「異說紛紜」の節注(6)に既出。なお〈序周禮廢興〉は拙稿「周禮疏序譯注」(『東方學報 京都』第五三冊、一九八一年、に據る) 馬融《周官傳》の輯本は《玉函山房輯佚書》に全て收めるほか、《漢學堂經解》《漢魏遺書鈔》にも收録がある。なお近人李威熊氏《馬融之經學》(一九七五年、自刊本)には《周禮》はもとより、馬融の經注の佚文が全て輯録してあり便利である。

(11) 《晉書》卷三四(杜預傳)「既立功之後、從容無事、乃耽思經籍、爲春秋左氏經傳集解、又參考衆家譜第、謂之釋例。又作盟會圖・春秋長曆、備成一家之學、比老乃成。…當時論者謂、預文義質直、世人未之重。唯祕書監摯虞賞之曰、左丘明本爲春秋作傳、而左傳遂自孤行。釋例本爲傳設而所發明、何但左傳、故亦孤行。」

(12) 《隋志》「馬融注喪服經傳一卷」(《新・舊唐志》同じ) 《釋文・序錄》「馬融・王肅・孔倫・陳銓・裴松之・雷次宗・蔡超・田儻之・劉道拔・周續之(原注「自馬融以下竝注喪服」)。右儀禮。」

(13) 卷一二《五經諸儒》條に「馬融 … 著三傳異同說、注孝經・論語・詩・易・三禮・尚書・列女傳・老子・淮南子・離騷」とある。ただ、この記事は徐天麟みずから「竝本傳」と注するとおり《後漢書》列傳第五十上《馬融傳》をそのまま襲ったもので、何故《後漢書》《馬融傳》でなく、わざわざ《東漢會要》を擧げるのか疑問であるが、皮錫瑞《經學通論・三禮》(以下《三禮通論》と略稱)(論鄭注三禮有功於聖經甚大、注極簡妙、並不失之於繁)に「兩漢書儒林傳以易書詩春秋名家者多、而禮家獨少。惟馬融注周官禮・喪服經傳、隋唐志皆著錄、而無禮記。東漢會要載有融禮記注」とあり、この前後の黃氏の敘述には皮氏の論に基づくところが多いところからみて、ここも皮氏の記述をそのまま用いたものであろう。

《舊唐書》卷一〇二《元行沖傳》「行沖志諸儒排己、退而著論以自釋、名曰釋疑。其詞曰、客問主人曰、小戴之學、行之已久。康成銓注、見列學官。傳聞、魏公乃有刊易、又承制旨造疏、將頒。未悉二經孰爲優劣。主人答曰、小戴之禮、行於漢末。馬融注之、時所未覩、盧植分合二十九篇而爲說解、代不傳習。」

《隋志》以下、著録せず。「時に未だ覩ざる所」と稱する所以か。ただし、《禮記正義》に數條引かれているので唐代までに完全に散逸したとは言いい切れない。搢本は《玉函山房輯佚書》に收めるもののみだが、前述したごとく、前掲李氏著にも佚文が輯録されている。なお元行沖《釋疑》については、吉川忠夫「元行沖とその『釋疑』をめぐって」(『東洋史研究』四七―三、一九八八年)を参照。

(14) 《後漢書》《盧植傳》「盧植 … 能通古今、學好研精、而不守章句。 … 作尚書章句・三禮解詁。」ただし盧植は《周禮》と《儀禮》の《解詁》は作っておらず、本傳の「三禮」は《禮記》の誤りと思われる(《續漢書》《盧植傳》は「作尚書章句・禮記解詁」に作る)。

《隋志》「禮記十卷、漢北中郎將盧植注。」兩《唐志》および《釋文・序錄》はいずれも「二十卷」に作っているから、《隋志》の「十卷」は「二十卷」の誤りと思われる（あるいは前注引く《釋疑》に見える魏徵の刊易本が十卷であつて、それに引かれての誤りかもしれない。吳承仕《經典釋文序錄疏證》に云う、「釋疑曰、小戴之禮行於漢末、…向有百科、王肅因之、重茲開釋、或多改較、仍按本篇。又鄭學之徒有孫炎者、雖扶玄義、乃易前編。自後條例支分、箴石間起云云。據此、則小戴記本、馬・鄭・王肅、並仍舊貫、盧植分合二十九篇、孫炎始改舊本、以類相比、有同鈔書。唐初魏徵類禮、即因孫炎所修、略加整比。」）ただ、前注に引いた元行沖《釋疑》の「盧植分合二十九篇而爲說解」が事實とすれば、《隋志》の卷數も絶對誤りとは言い切れないが、盧植本と鄭玄本に根本的な相違があつたとは認められないから、吳承仕氏や吉川氏の云うごとく、そもそも「二十九」の「二」からして「四」の譌とみるのが妥當であらう。

輯本は《漢魏遺書鈔》《玉函山房輯佚書》《漢學堂經解》のほかに臧庸《拜經堂叢書》にも收められているが、實は《漢學堂經解》本と《拜經堂叢書》本は實質的に同一であり、黃奭が《拜經堂叢書》本をそのまま襲つたらしい。盧植注のテキスト問題及び特色については、注（4）前掲拙稿を参照。

（15）《禮記》《曲禮上》篇題疏「然鄭（玄）亦附盧・馬之本而爲之注。」↓補説③ 《釋文・序錄》「陳邵周禮論序云、…後漢馬融・盧植考諸家同異、附戴聖篇章、去其繁重、及所敘略而行於世、即今之禮記是也。鄭玄依盧・馬之本而注焉。」↓補説④

（16）《隋志》「三禮圖九卷、鄭玄及後漢侍中阮謨等撰。」阮謨、字士信、陳留尉氏（河南省）の人。正史に立傳はないが、《三國志》《魏書》一六《杜恕傳》注引く《阮氏譜》に「徵辟無所就、造三禮圖、傳於世」と見える。《宋

《史》卷四三一〈儒林・聶宗義傳〉「陳留阮士信受禮學於潁川碁册君、取其說爲圖三卷、多不按禮文而引漢事、與鄭君之文違錯。」なお【禮學の難、その二「古制茫昧」】節補説②③参照。

- (17) 皮錫瑞《三禮通論》「漢禮經通行、有師授而無注釋。馬融但注喪服經傳、鄭君始全注十七篇、鄭於禮學最精、而有功於禮經最大。向微鄭君之注、則高堂傳禮十七篇、將若存若亡、而索解不得矣。∴ 大小戴記、亦無注釋、鄭注小戴禮記四十九篇、前無所承、亦獨爲其難者。向微鄭君之注、則小戴傳記四十九篇、亦若存若亡、而索解不得矣。」

注(13)で述べたとおり、この前後の記述は皮氏の論に據るところが大。

- (18) 《釋文・序録》「唯鄭注周禮・儀禮・禮記、並列學官、而喪服一篇、又別行於世。今三禮俱以鄭爲主。」〈隋志〉「唯鄭注立於國學、其餘竝多散亡、又無師說。」

- (19) 《三國志》〈蜀書〉十一〈李譔傳〉「著古文易・尚書・毛詩・三禮・左氏傳・大玄指歸、皆依準賈・馬、異於鄭玄、與王氏殊隔、初不見其所述、而意歸多同。」

- (20) 王肅の學は三國・魏以外は學官に立てられなかったが、《晉書》・《宋書》・《南齊書》の《禮志》や《通典》《禮典》をみると、王肅の説を祖述する者がかなりおり、王學が地に落ちたごとく衰滅したわけではない。

- (21) 《後漢書》列傳第三五〈鄭玄傳〉「後嘗疾篤、自慮、以書戒子益恩曰、∴ 吾自付度、無任於此。但念述先聖之元意、思整百家之不齊、亦庶幾以竭吾才。」

原文が「玄意」になっているのは、あるいは避諱字と勘違いしたものか。清以前の諸本も「元意」に作っている。ただ「元意」は「大いなる意圖」の意味であろうが、用例はほとんどない。

(22) 〈序周禮廢興〉引く、〈周禮序〉「玄竊觀二三君子之文章、顧省竹帛之浮辭、其所變易、灼然如晦之見明、其所彌縫、奄然如合符復析、斯可謂雅達廣攬者也。」

(23) 前節注(17) 参照。

(24) 《毛詩》《生民》「履帝武敏、歆攸介攸止」箋「帝上帝也」疏引く《鄭志》「鄭志、趙商問、此箋云、帝、上帝。〔厥初生民、時維姜嫄〕箋」又云、當堯之時、姜嫄爲高辛氏世妃。意以爲非帝嚳之妃。史記、嚳以姜嫄爲妃、是生后稷、明文皎然。又毛亦云、高辛氏帝。苟信先籍、未覺其偏隱。是以敢問易毛之義。答曰、卽姜嫄誠帝嚳之妃、履大人之迹而歆歆然、是非真意矣。乃有神氣、故意歆歆然。天下之事、以前驗後、其不合者、何可悉信。是故悉信亦非、不信亦非。稷稚於堯、堯見爲天子、高辛與堯並在天子位乎。是箋易傳之意也。」姜嫄を帝嚳(高辛氏)の妃とするのが通説であり、それ故に趙商は問うたのである。またこの條は、〈大雅・玄鳥〉の箋と並んで鄭玄の感生帝信仰を示すものとしてよく知られている。

(25) 注(22) 参照。《孔叢子》〈連叢子上・與侍中從弟安國書〉「雅達博通、不世而出。」《中論・序》「世有雅達君子者、姓徐、名幹、字偉長、北海劇人也。」

(26) 《晉書》卷六五〈王導傳〉「博綜萬幾、不可一日有曠。」《舊唐書》《禮儀志三》「多言新禮中封禪儀注、簡略未周。太宗勅秘書少監顏思古・諫議大夫朱子奢等、與四方名儒博物之士參議得失、議者數十家、遞相駁難、紛紜久不決。於是左僕射房玄齡・特進魏徵・中書令楊師道博採衆議、堪行用而與舊禮不同者奏之。」

張舜徽〈鄭氏校讐學發微・博綜衆說第八〉(《鄭學叢書》)所收、一九八四年、齊魯書社)も「其學弘通、網羅衆家、舍短取長、不以先入者爲主」と云う。

(27) 何か典據のあることばかもしれないが、不明。「良玉有瑕」は《漁隱叢話》に見えるが、下句が「其價減矣」となっていて（いわゆる「玉に瑕」の意）、こことは合わない。

(28) 《後漢書》列傳第七〇下《文苑・趙壹傳》「所惡、則洗垢求其癩痕。」《朱文公文集》卷四一《答程允夫》「又謂、洗垢索癩、則孟子以下、皆有可論。此非獨不見蘇氏之失、又并孟子而不知也。夫蘇氏之失著矣、知道愈明、見之愈切、雖欲爲之覆藏、而不可得、何待洗垢而索之耶。若孟子則如青天白日、無垢可洗、無癩可索。」《說文》七上「瘡、痕瘡也。从疒有聲。」

(29) 惲敬《說文解字諧聲譜》序「若夫成一家之絕學、求前人之墜緒、開後來之精識。」章炳麟《文學說例》「高郵以其絕學釋姬漢古書、冰解壤分、所無凝滯、信哉、千五百年未有其人也。」《漢語大詞典》引くに據る）

「絶學」は、《漢書》《韋賢傳・論》「漢承亡秦絶學之後、祖宗之制、因時制宜」のごとく、普通は繼承者の途絶えた學問をいう。

(30) 《後漢書》列傳第二五《鄭玄傳》「凡玄所注、周易・尚書・毛詩・儀禮・禮記・論語・孝經・尚書大傳・中候・乾象曆。又著天文七政論・魯禮禘祫義・六藝論・毛詩譜・駁許慎五經異義・答臨孝存周禮難、凡百餘萬言。玄質於辭訓、通人頗譏其繁。至於經傳洽孰、稱爲純儒、齊魯間宗之。」

(31) 《毛詩》《螽斯》疏引く《鄭志》「答張逸云、若此無人事、實與也。文義自解、故不言、凡說不解者耳。衆篇皆然。」

(32) 《漢志》《六藝略・序》「後世經傳既已乖離、博學者又不思多聞闕疑之義、而務碎義逃難、便辭巧說、破壞形體、說五字之文、至於二三萬言。後進彌以馳逐、故幼童而守一藝、白首而後能言。安其所習、毀所不見、終以自蔽。」

此學者之大患也。」注「言其煩妄也。桓譚新論曰、秦近君（王應麟云、儒林傳、秦恭延君、增師法至百萬言。〔原注、近字誤。〕）能說堯典篇目兩字之說、至十餘萬言、但說曰若稽古三萬言。」

陳澧云う、「鄭志云、文義自解、故不言之、凡說不解者耳。此諸經鄭注之所以簡約也。… 范蔚宗云、玄質於辭訓、通人頗譏其繁。此通人不知爲誰。所謂繁者、則殊不通也。… 蔚宗又云、經有數家、家有數說、章句多者、或迺百餘萬言、學徒勞而少功、後生疑而莫正。鄭玄括囊大典、網羅衆家、刪裁繁誣、刊改漏失、自是學者略知所歸。然則蔚宗固知鄭之不繁也。」 黃氏の論はこの陳澧の説を踏まえたものと思われる。

補説

①余嘉錫〈晉辟雍碑考證〉（《余嘉錫論學雜著》、中華書局、一九六三年、所收）は、河南洛陽縣城外大東郊から出土した「晉辟雍碑」に「秦始皇三年十月、始鄉飲酒・鄉射禮、馬・鄭・王三家之義、並時而施」の一文が刻されていたことを根據に、馬融と王肅に《儀禮》全部の注釋があつたと主張している。王肅注は《隋志》にも著録があり、存在は確實だが、馬融注は目錄に著録が一切なく、また一句の佚文も殘存していないし（余氏はその疑問に對しては、「蓋馬注隋代已亡、〔原注、疑亡於晉永嘉之亂。〕王注雖至唐尙存、而已絕無師說、陸〔德明〕賈〔公彥〕皆不及見也」といふ）、また「義」をただちに「注」とみなしてよいかにも疑問が残り、倉卒にはその存在を認めがたい。余氏はまた曾樸の《補後漢書藝文志考》の「孔穎達著毛詩正義、以劉焯義疏・劉炫述義爲稿本、所據多六朝人舊說。今考題疏下云、馬融・盧植・鄭玄注三禮、皆大名在下、此明是六朝人親見其書之語。儼融但著喪服經傳、何得有大名在下例也。況盧植・鄭玄皆統注三禮、與之並列、亦一確據。周禮廢興序引自序曰、六十爲武都守、郡小少事、乃

述平生之志、著易尚書詩禮傳皆訖。禮卽指儀禮而言、蓋漢人無儀禮之名、往往稱儀禮爲禮、至小戴之記、則但禮記。今融自云著禮訖、則豈非融注儀禮之一大證乎」という説を引き、曾説に贊意を表した上、さらに「融自謂未畢業者、唯有周官、豈有於儀禮僅注喪服一篇、便可謂之畢業者乎」と述べ、馬融が《儀禮》全篇に注したことを主張している。確かに後者の説は輕視できないが（《儀禮》という呼び名は晉以降に起こったもので、それ以前は「士禮」もしくは単に「禮」と稱されていたことはすでに常識となつた定説である）、《禮傳》を作つたからには《儀禮》全篇の注であつたはずとまでは言い切れまい。揚げ足をとるようだが、それなら「禮傳」には《禮記注》は含まれないのか、と言いたくもなる。前半の「馬融・盧植・鄭玄注三禮」はそもそも三者それぞれに三禮全ての注があつたという意味にしかとれないかどうか疑念が残る。現に盧植は《禮記注》しか著していない。また一篇だけの注であつたとしても、大名が記してあつたとして必ずしも不可ではない。そもそもこれは六朝期の寫本がそうなつていただけのことで、馬融の原本がそうであつたということまで斷言はできない。なお余氏は《初學記》卷二一の「儀禮」…至馬融・鄭玄・王肅並爲之注解」という注記をさらなる一證に擧げるが、これも恐らく《後漢書》《馬融傳》の記述をそのまま祖述したものにすぎないであろう。よつて、いまのところは馬融の《儀禮注》は《喪服》のみという從來の見解を保持しておきたい。

②「章句」は漢代學術では極めて大きな意義を有しているが、實はかなり不可解な部分を残している。「章句」の本來の意味はいわゆる「剖章析句」、すなわち章節を分ち句讀を施すことであり、讀書の基礎作業を指すが、この基礎作業を経たテキストも章句と稱される。《漢志》に數多く著録される《某某章句》はこれである。そこから注釋を一般的に章句と稱するようになったらしいが、後には「曰若稽古三萬言」の類の煩瑣な學問を「章句の學」と呼

ぶようになり、「章句小儒、破碎大道」のごとく、章句（の學）はむしろ否定的意味合いで用いられることが多くなる。ただ、本来、剖章析句にすぎない章句がなぜそのような意味を有するに至ったかはよくわからないし、後漢でも本来の意味で用いられることがなくなつたわけでもない。「能く古今の學に通じ、研精を好んで章句を守らざ」る盧植が《尚書章句》を作っていることから、章句という用語の複雑さがうかがえよう。林慶彰《兩漢章句之學重探》（國立政治大學中文系主編《漢代文學與思想學術研討會討論集》一九九一年、文史哲出版社、所收）は、章句を「當時經師解經形式的一種總稱」と定義し、實質上、師法・家法と同一とみなしている。定義については賛同したいが、師法・家法と同一とまでは言い切れないと思う。

③ 《釋文》に據れば、鄭玄本と盧本とで文字の異なるものは次の二條である。《曲禮上》「猩猩能言、不離禽獸」の「禽獸」を盧本は「走獸」に作り、同「爲其拜而菱拜」の「菱」を「蹲」に作る。前者には鄭注は附されず、後者についても鄭は「菱則失容節、菱猶詐也」と注するのみで、文字の異同は示していないが、《公羊傳》僖公三三年何休注に「爲其拜如蹲」とあれば、「蹲」に作る本の存在したことは確實である。一方、盧が「字の如く」讀んだところを鄭玄が校訂した場合もある。《檀弓上》注「填池當爲奠徹、聲之誤也」がその例である（《釋文》「徐・盧・王如字」）。もし鄭玄が盧本を見ていたのなら、これらの條には何らかのコメントがあつて然るべきであろう。胡玉縉《盧氏禮記解詁跋》（《續修四庫提要》經部。又《許頤學林》卷十五）は「其（盧）注所據之本、與鄭不同」として上の三證を挙げ、もつて「是知孔疏謂鄭附盧馬之本者非」と斷言しているが、もつともである。

④ 《釋文・序錄》に「後漢馬融・盧植考諸家同異、附戴聖篇章、去其繁重及所敍略而行於世」とあるが、「去其繁重及所敍略而行於世」がよく讀めない。この文章を引用する論者の大半は、「去其繁重及所敍略而行於世」を一句と

して、句を入れていない。恐らく、「其の繁重及び敍略する所を去りて世に行はる」と讀むのであろう。が、そう讀むと「敍略する所」（この語句の意味もよくわからないが、いちおう筋道の亂れ誤ったところを順序づけ、衍文等を省略する意味にとつておく）を去ったので「世に行はれ」たことになるが、少しつづき具合がおかしいのであるまいか。武内義雄『禮記の研究』（一九四二年講、のち『武内義雄全集』第三卷、一九七九年、角川書店、に収録）は、「敍略」を「全体の編纂主意」（二三一頁）を記した一篇の序文と斷定しているが、やや武斷にすぎるように思われる。市原亨吉・今井清・鈴木隆一『禮記』（『全釋漢文大系』十二、一九七六年、集英社）の解説では、「その繁重を去り、敍略をつけ、世に行われるようになった」と譯している。「敍略」の意味をどう解したのかは必ずしも分明ではないが、讀み方としては當を得たものと思われる。

【歴代の禮學者たち——南北朝より唐代まで】

今欲通三禮鄭學、又非假道於陸・孔・賈・杜四家之書無由。陸氏經典釋文序錄載當時所見三禮異本、自馬・盧・王肅外、凡二十餘家。而梁皇侃禮記義疏及喪服義疏、亦在錄中。自晉宋逮于周隋、傳禮業者、江左尤盛。其爲義疏者、南人賀循・賀瑒・庾蔚之・崔靈恩・沈重・范宣等、皇氏特其一耳。北人有徐遵明・李業興・李寶鼎・侯聰・熊安生等。唐初、孔穎達等奉勅修正義、時行世者、惟皇・熊二家、故據皇爲本、而補之以熊。賈疏周禮、依文獻通考引董道說、

實據沈重義疏、兼據陳劭周禮異同評重疏。其疏儀禮則云、爲章疏者有二家。信都黃慶者、齊之盛德、李孟哲者、隋日碩儒。時之所尚、李則爲先。喪服章疏甚多、時人皆資黃氏。是則賈所本者、惟此二家。沈重亦有儀禮義疏、不審亦爲賈所據否。要之、孔賈皆因舊疏而致功、不盡爲己義也。南史何承天傳稱、先是禮論有八百卷、承天刪減、并各以類相從、凡爲三百卷。又徐勉傳、徐勉受詔知撰五禮、大凡一百廿帙、一千一百七十六卷、八千二十九條。其後杜佑通典刪取以爲禮典、其述歷代沿革者六十五卷、則向來禮論之菁英也。綜觀四家之書、陸氏釋文成于陳世、所載異本異讀略備、六朝故諺類此見其梗概。與後來顏師古定本、孔・賈二疏、開成石經、多有不同。讀三禮者、先辨音義、則此書其管籥也。孔疏雖依傍皇疏、然亦時用彈正、采摭舊文、詞富理博、說禮之家、鑽研莫盡。故清世、諸經悉有新疏、獨禮記闕如者、亦以襄駕其上之難也。賈疏周禮、郅爲簡當、雖不無委曲遷就、而精粹居多。故孫氏新疏仍用者、十之七八也。儀禮疏有條不紊、選言既富、闡義亦周。對于經注、細心推勘、如遇不合、必求其致誤之由。其博不及孔、而精細則過之。通典新載議禮之文、大都縝密以栗、欲談典制、而又工屬文、固非此莫宗已。唯王鳴盛譏其繁複、又言、其書偶涉經處、每駁去古義、別創新說。蓋唐中葉、經學已亂、故佑多徇俗。王氏之言、疑非篤論耳。六朝義疏、一經多至數十家、前所舉乃其著者。

今 三禮の鄭學に通ぜんと欲せば、又た道を陸・孔・賈・杜四家の書に假るに非ざれば由無し。陸氏《經典釋文・序錄》當時見る所の三禮の異本を載せ、馬・盧・王肅よりの外、凡そ二十餘家あり(1)。而して梁の皇侃の《禮記義疏》及び《喪服義疏》も亦た録中に在り(2)。晉・宋より周・隋に逮ぶまで(3)、禮業を傳ふる者、江左尤も盛んなり。其の義疏を爲りし者は、南人には賀循(4)・賀瑒(5)・庾蔚之(6)・崔靈恩(7)・沈重(8)・范宣(9)等あり、皇氏は特だ其の一なるのみ。北人には徐遵明(10)・李業興(11)・李寶鼎(12)・侯聰(13)・熊安生(14)

等有り。唐の初め、孔穎達等勅を奉じて《正義》を修むるに(15)、時に世に行はるる者は、惟だ皇・熊二家のみ。故に皇に據りて本と爲し、而して之を補ふに熊を以てす。賈の《周禮》に疏するは、《文獻通考》引く董道の説に依れば(16)、實は沈重の《義疏》に據り、兼ねて陳劭《周禮異同評》(17)に據りて重疏す。其の《儀禮》に疏しては則ち云ふ、「章疏を爲りし者に二家有り。信都の黃慶なる者は、齊の盛徳。李孟哲なる者は、隋日の碩儒。時の尙ぶ所は、李を則ち先と爲す。《喪服》の章疏甚多きも、時人皆黃氏に資る」と(18)。是れ則ち賈の本づく所の者は、惟だ此の二家のみ。(沈重にも亦た《儀禮義疏》有り(19)、亦た賈の據る所なりや否やを審らかにせず。)之を要するに、孔・賈皆舊疏に因りて功を致し、盡く己が義爲らざるなり(20)。《南史》《何承天傳》に稱すらく「是れより先、《禮論》に八百卷有り、承天刪減し、並びに各おの類を以て相從へ、凡て三百卷と爲す」と(21)。又た《徐勉傳》に、「徐勉 詔を受け五禮を撰するを知る、大凡一百廿帙、一千一百七十六卷、八千二十九條」と(22)。其の後、杜佑の《通典》刪取して以て《禮典》を爲れば(23)、其の歴代の沿革を述ぶる者六十五卷は、則ち向來の禮論の菁英(24)なり。四家の書を綜觀するに、陸氏の《釋文》は陳の世に成り(25)、載する所の異本・異讀略ぼ備はり、六朝の故誼、此れに頼りて其の梗概を見す。後來の顏師古《定本》(26)、孔・賈の二疏、開成石經(27)と、多く同じからざる有り。三禮を讀む者、先づ音義を辨ずれば、則ち此の書 其の管籥(28)なり。孔疏 皇疏に依傍す(29)と雖も、然れども亦た時に用て彈正し、舊文を采摭し(30)、詞富み理博く、禮を説くの家、鑽研盡くる莫し。故に清の世に、諸經悉く新疏有るに、獨り《禮記》のみ闕如せる者は、亦た其の上に襄駕(31)するの難きを以てなり。賈の《周禮》に疏する、邛りて簡當(32)と爲す、委曲遷就(33)無きにあらずと雖も、而も精粹多きに居る。故に孫氏の新疏の仍りて用ふる者、十に七八なり。《儀禮疏》條有りて紊れず、選言既に富み、闡義も亦た周ねし。經注

に對して、細心に推勘し、如し合はざるに遇はば、必ず其の誤りを致すの由を求む。其の博は孔に及ばざれども、精細は則ち之に過ぐ。《通典》は新たに議禮の文を載せ、大都縝密にして以て栗(34)、典制を談せんと欲して、而して又た文を屬るに工み、固に此れに非ざれば宗とする莫きのみ。唯だ王鳴盛は其の繁複を譏り、又た言ふ、「其の書偶たま經に涉るの處、毎に古義を駁去し、別に新説を翹む。蓋し唐の中葉、經學已に亂る、故に佑多く俗に徇ふ」と(35)。王氏の言、疑ふらくは篤論に非ざるのみ。(六朝の義疏、一經多きは數十家に至る。前に擧ぐる所は、乃ち其の著なる者のみ。)

いま三禮に關する鄭玄の學に通曉しようと思ふなら、まず陸德明・孔穎達・賈公彥・杜佑四家の書を手引きとして津を問う以外によるべはない。陸氏の《經典釋文・序錄》は當時目睹できた三禮の異本を載せており、馬融・盧植・王肅をはじめとして二十餘家に及び、梁の皇侃の《禮記義疏》《喪服義疏》もその中に含まれている。晉・宋時代より(北)周・隋代に至るまでの間、禮學の業を傳承した者は、とりわけ南朝に多く、三禮の義疏を作つた者には賀循・賀瑒・庾蔚之・崔靈恩・沈重・范宣らがおろ、皇氏はその中の一人にすぎない。北朝の禮學者には徐遵明・李業興・李寶鼎・侯聰・熊安生らがいる。唐代の初め、孔穎達らは勅命を奉じて《禮記正義》を修撰することとなつたが、その當時、世に行われていた義疏はただ皇侃と熊安生の二家のみであつたので、《禮記正義》は基本的に皇氏の説に據りつつ、熊氏の説をもつて補っている。賈公彥の《周禮疏》は、《文獻通考》に引く董道の説によれば、實は沈重の義疏に據り、さらに陳劭の《周禮異同評》の説をも採つて重修したものらしい。《儀禮疏》については(自ら)「義疏を作つた者に二家あり、その一人は信都の黃慶で、(北)齊の盛徳である。もう一人は李孟哲で、隋代の碩學である。

いま、より重んじられているのは李孟哲のほうである。(喪服)の義疏ははなはだ多いが、近人はみな黄氏の疏に依據している」と云っている。とすれば、賈疏のもとづいたのはただこの(黄・李)二氏だけということになる(沈重にはまた《儀禮》の義疏もあつたが、賈公彦がそれに依據したかいなかはわからない)。以上、要するに、孔穎達も賈公彦も舊疏を基として新疏を完成させたのであつて、全て自分が考え出したものだというわけではないということである)。(《南史》(何承天傳)に「これより前、世上には八百卷の《禮論》があつたが、何承天はそれを削り減らした上、内容ごとに分類整理して三百卷の書に編成しなおした」とあり、また同(徐勉傳)には「徐勉は詔を受けて五禮の編撰をつかさどつた。(五禮は)全部で百二十帙、一千一百七十六卷、八千二十九條あつた」と云う。その後、杜佑《通典》はそれらを刪取して《禮典》を作つたわけだから、歴代の沿革を記述する六十五卷(の《禮典》)は先行禮典の粹を集めたものと言えよう。四家の書を概觀比較すれば(それぞれの特徴は次のように言えるであらう)、陸氏の《釋文》は陳代に成るものであり、それまでの異本・異讀はほぼ遺漏なく載せられていて、六朝期の舊解はこの書によつてそのおおよそを知ることができる。後の顔師古の《五經定本》・孔疏・賈疏や開成石經とは多くの異同がある。三禮を讀もうとすれば、まず音義の辨に通じなければならぬが、この書こそその門を開く鍵なのである。孔疏は皇侃の疏に依據するものではあるが、ときにはその説の誤りを指弾して駁正を加え、舊説を拾い取り、その言葉は豊かにしてその論理は該博、禮を説く者はみなこの書を學ぶも、誰も究めつくせないものである。それ故に、清代に諸經にはみな新疏が作られたにもかかわらず、《禮記》のみそれがなかつたのは孔疏を凌駕することが困難だったからである。賈公彦の《周禮疏》は極めて簡約穩當で、くだくだしいこじつけがないとは言えないものの、その大半は精粹と評し得る。だから、孫詒讓の新疏も七八割り方はその説をそのまま引き繼いでいるのである。《儀禮疏》は

條理があつて亂れがなく、舊説を豊富に引いてある上に、解釋も周到である。經文と注に對しては細心に校勘を加え、もし合わないものがあれば、必ずなぜ誤つたかを追究している。博さでは孔疏に及ばないが、精細という點では上回っている。《通典》には新たに禮を議する文章を載せていて、その議論はおおむね緻密で堅固である。典制を談じるものでありながら、同時に文章も巧みであり、まことにこれ以外に手本とするものとなない。ただ、王鳴盛はその繁雜さと重複の多い點をそしり、また「その書は、たまたま經文解釋に觸れるところがあれば、いつも古義を捨てて別に新説を立てている。思うに唐の中葉期には經學はもう亂れてしまつていたのであり、それで杜佑は俗風に染まつたのである」と批判している。この王氏の言は公平な論ではあるまい。(六朝の義疏は一つの經だけで多い時には數十もある。先に挙げたのはその中の著名なものにすぎない。)

(1) 《釋文・序錄》「馬融注周官十二卷、鄭玄注十二卷、王肅注十二卷、干寶注十三卷、右周禮。鄭玄注儀禮十七卷、馬融・王肅・孔倫・陳銓・裴松之・雷次宗・蔡超・田儁之・劉道拔・周續之(原注「自馬融以下竝注喪服」)。右儀禮。盧植注禮記二十卷、鄭玄注二十卷、王肅注三十卷、孫炎注二十九卷、業遵注十二卷、庾蔚之略解十卷。右禮記。」《儀禮》部分は前節注(12)に既出。

(2) 同上「梁國子助教皇侃撰禮記義疏五十卷、又傳喪服義疏、竝行於世。」《梁書》卷三(武帝紀下)に「(大同四年)冬十二月丁亥、兼國子助教皇侃表上所撰禮記義疏五十卷」とある。ただし本傳(《梁書》卷四八(儒林)、《南史》卷七一(儒林))は書名を《禮記講疏》五十卷とする。《隋志》は兩者を別書として《禮記義疏》九十卷と《禮記講疏》四十八卷とを併せ著録するが、《唐志》は新舊いずれも《禮記講疏》一百卷、《禮記義疏》

五十卷と著録するなど混乱が見られ、両書が本當に別物であつたのか、また別物であつたとしても、その關係あるいは相違がどのようなものであつたのかはよくわからない。また《隋志》は《喪服義疏》を《喪服文句義疏》十卷と作り、加えて《喪服問答目》十三卷を著録する。

なお皇侃（四八八〜五四五）の本傳は短いので、次に附載しておく。

皇侃、吳郡人、青州刺史皇象九世孫也。侃少好學、師事賀瑒、精力專門、盡通其業、尤明三禮・孝經・論語。起家兼國子助教、於學講說、聽者數百人、撰禮記講疏五十卷、書成奏上、詔付秘閣。頃之、召入壽光殿、講禮記義、高祖善之、拜員外散騎侍郎、兼助教如故。性至孝、常日限誦孝經二十遍、以擬觀世音經。丁母憂、解職還鄉里、平西邵陵王欽其學、厚禮迎之。侃既至、因感心疾、大同十一年卒於夏首、時年五十八。所撰論語義十卷與禮記義、竝見重於世、學者傳焉。

(3) ここ以下、「而補之以熊」までは《禮記正義》序の次の文に據る。

大小二戴共氏而分門、王鄭兩家同經而異注。爰從晉宋逮于周隋、其傳禮業者、江左尤盛。其爲義疏者、南人有賀循・賀瑒・庾蔚之・崔靈恩・沈重・范宣・皇甫侃等、北人有徐遵明・李業興・李寶鼎・侯聰・熊安生等。其見於世者、唯皇・熊二家而已。熊則違背本經、多引外義、猶之楚而北行、馬雖疾而去逾遠矣。又欲釋經文、唯聚難義、猶治絲而棼之、手雖繁而絲益亂也。皇氏雖章句詳正、微稍繁広、又既遵鄭氏、乃時乖鄭義。此是木落不歸其本、狐死不首其丘。此皆二家之弊、未爲得也。然以熊比皇、皇氏勝矣。雖體例既別、不可因循、今奉勅刪理、仍據皇氏以爲本、其有不備、以熊氏補焉。

ただし、擧げられている諸義疏については不明なものが多い。

(4) 生卒二六〇〜三一九、字彥先、會稽山陰の人。左校祿大夫・開府儀同三司を以て卒し、司空を追贈さる。本傳は《晉書》卷六八。《隋志》に《喪服要記》十卷（注「梁有喪服要記、宋員外常侍庾蔚之注」）・《喪服譜》一卷を著録する。なお「喪服儀一卷、晉太保衛瓘撰」注には「梁有喪服要記六卷、晉司空賀循撰 ……亡」と云う。

(5) 生卒四五二〜五一〇、字德璉、會稽山陰の人、賀循の玄孫。梁の武帝の天監四年、五經博士となり、のち歩兵校尉を拜した。とりわけ禮に精しく、皇太子のために禮を定め、《五經義》を撰した（《隋書》《禮志一》）にも「梁武始命羣儒裁成大典、吉禮則明山賓、凶禮則嚴植之、軍禮則陸璉、賓禮則賀瑒、嘉禮則司馬鑿」とある（又《通典》禮典序にも見ゆ）。傳は《梁書》《儒林》、《南史》卷六二。《隋志》に《喪服義疏》二卷・《禮記新義疏》二十卷・《禮論要鈔》一百卷を著録。ただし本傳には「所著禮易老莊講疏・朝廷博議數百篇・賓禮儀注一百四十五卷」とあるのみで、これらの書は擧げられていない。

(6) 字季隨、潁川の人。《宋書》には立傳されていないので詳しい経歴はわからないが、《禮志》には數度「太常丞」として出てくるので、禮の専門家であつたらしいことがうかがえる（《隋志》は《喪服》注には「宋員外郎散騎宋員外郎散騎」と記し、《喪服要記》注では「宋員外常侍」と記す〔前掲注（4）参照〕。なお《釋文・序錄》注は「宋員外常侍」に作る）。《隋志》に《禮記略解》十卷・《禮論鈔》二十卷・《禮答問》六卷を著録。また「梁有」として《喪服》三十一卷・《賀循喪服要記注》・《喪服世要》一卷を擧げる。《釋文・序錄》には《禮記略解》十卷を著録。なお《宋書》卷五五《臧燾徐廣・傅隆傳論》に「蔚之略解禮記、并注賀循喪服、行於世云」とある。

(7) 生卒不詳。清河武城の人。はじめ北魏に仕え、天監十三年、梁に歸して歩兵校尉兼國子博士となり、のち桂州

刺史に至る。徧く五經を習い、尤も三禮・三傳に精しかつたと云う。傳は《梁書》及び《南史》(儒林)。本傳は著として《集注毛詩》二十二卷・《集注周禮》四十卷・《三禮義宗》四十七卷・《左氏經傳義》二十二卷・《左氏條例》十卷・《公羊穀梁文句義》十卷を擧げるが、《隋志》の著録とはすこぶる出入りがある。また卷數もかなり異なっており。《三禮義宗》も《隋志》では三十卷に作っている(《南史》本傳も同じ)。なお《三禮義宗》はかなり多くの佚文が残っており、《玉函山房輯佚書》《漢學堂叢書》ともに輯本がある。

- (8) 生卒五〇〇〜五八三、字德厚(《北史》は子厚とする)、吳興武康の人。學業該博にして「當世の儒宗」と稱せられた。後梁の五經博士、のち周の武帝に招かれて五經を討論し、鍾律を校定す。官は驃騎大將軍・開府儀同三司に至る。のちにまた後梁に歸し、散騎常侍となる(《隋志》に「蕭歸(後梁の明帝)散騎常侍」とあり)。傳は《周書》卷四五(儒林)、《北史》卷八二(儒林下)。撰述するところ多く、世に行わるるものに、《周禮義》三十一卷・《儀禮義》三十五卷・《禮記義》三十卷・《毛詩義》二十八卷・《喪服經義》五卷・《周禮音》一卷・《儀禮音》一卷・《禮記音》二卷・《毛詩音》二卷ありと云う。《隋志》には、《毛詩義疏》二十八卷・《周官禮義疏》《禮記義疏》各四十卷・《樂律義》四卷を著録するが、卷數が少しく異なる。また《釋文・序錄》に《周禮音》《禮記音》を著録し、また「詩」の最後に「近吳興沈重亦撰詩音義」と云う。
- (9) 字宣子、陳留の人(《釋文》原注は濟陰の人とする)。終生仕えず、學問教育を事とした。衆書を博綜し、尤も三禮に善しと云う。太元中(三七六〜三八〇)、五十四歳で卒した。傳は《晉書》卷九一(儒林)。《釋文・序錄》に《禮記音》二卷を著録し、《隋志》は「梁有」として《員外郎范宣音》二卷(亡)を擧げる。本傳にも「著禮易論難」とあるのみで、義疏を作ったことは見えない。

(10) 生卒四七五く五二九、字は子判、華陰の人。北魏を代表する大儒であるが、性格は「頗る聚斂を好み、儒者の風を損ずる有り」と傳えられる。永安二年、李湛の擧兵に同じ、夜半民間に出たところを亂兵に殺害された。

本傳《魏書》卷八四《儒林》・《北史》卷八一《儒林上》)には《春秋義章》を著したとあるのみで、三禮の義疏を著したことは見えないが、《北史》《儒林傳》の序には「其詩禮春秋尤爲當時所尙、諸生多兼通之。三禮並出遵明之門。徐傳業於李鉉・祖雋・田元鳳・馮偉・紀顯敬・呂黃龍・夏懷敬。李鉉又傳授刁柔・張買奴・鮑季詳・邢峙・劉晝・熊安生。安生又傳孫靈暉・郭仲堅・丁恃德。其後生能通禮經者、多是安生門人、諸生盡通小戴禮、於周儀禮兼通者、十二三焉」とあり、北朝の三禮の學が徐遵明より出たと記している。なお王鳴盛は、《公羊疏》は徐遵明の作と云う(《蛾術編》卷七《公羊傳疏》)。

(11) 生卒四八四く五四九、上党長子の人。博く百家を涉獵し、圖緯・風角・天文・占候を討練せざるなく、とりわけ算曆に長じた。北魏孝莊帝の永安三年、造曆の功により、長子伯の爵を授かる。官は著作佐郎・通直散騎侍郎・征虜將軍中散大夫・平東將軍光祿大夫・中軍將軍通直散騎常侍・侍讀等を歴任。武定中、國子祭酒となり、ついで太原太守に除せらるるも、事に坐して禁錮せられ、同七年、禁所に死す。徐遵明に師事、師の學問顯彰に努めた。師と同様、本傳(同上)には三禮の義疏を著したことは見えない。なお本傳に李業興が梁に使いしの際、朱异や武帝と交わした經學問答が詳しく載せられており、禮學の資料としても觀るべきものがあるので補説①として採録しておく。

(12) 諱は鉉、渤海南皮の人。北齊文宣帝の時、國子博士となる。徐遵明の門下において業を受くること五年、「常稱高第、年二十三、便自潛居、討論是非、撰定孝經・論語・毛詩・三禮義疏、及三傳異同・周易義例、合三十

餘卷。」(同上) 《隋志》には著録なし。

(13) 《北史》等にも記事はなく、生平は不明。《隋志》にも著録なし。

(14) 生卒四九七?—五七八、字植之、長樂阜城の人。傳は《周書》《儒林》、《北史》《儒林下》。《周書》本傳に、「少好學、勵精不倦。初從陳達受三傳、又從房虬受周禮、竝通大義。後事徐遵明、服膺歷年。東魏天平中、受禮於李寶鼎、遂博通五經。然專以三禮教授、弟子自遠方至者千餘人、乃討論圖緯、拊摭異聞、先儒所未悟者、皆發明之」とあり、また「安生既學爲儒宗、當時受其業擅名於後者、有馬榮伯・張黑奴・竇士榮・孔籠・劉焯・劉鉉等、皆其門人焉。所撰周禮義疏二十卷・禮記義疏四十卷(《北史》作三十卷)・孝經義疏(《北史》無「疏」字)一卷、竝行於世」とあるが《隋志》にはいずれも著録せず。新舊《唐志》には《禮記義疏》四十卷を著録。

(15) 《五經正義》の編纂については《舊唐書》や《貞觀政要》卷七《崇儒學》に詳しい経緯が見える。

《舊唐書》卷一八九上《儒學傳上》「太宗又以經籍去聖久遠、文字多訛謬、詔前中書侍郎顏師古考定五經、頒於天下、命學者習焉。又以儒學多門、章句繁雜、詔國子祭酒孔穎達、與諸儒撰定五經義疏、凡一百七十卷、名曰五經正義、令天下傳習。」同卷七三《顏師古傳》「太宗以經籍去聖久遠、文字訛謬、令師古於祕書省考定五經、師古多所釐正。既成、奏之。太宗復遣諸儒重加詳議、于時諸儒傳習已久、皆共非之。師古輒引晉宋已來古本、隨言曉答、援據詳明、皆出其意表、諸儒莫不歎服。於是兼通直郎・散騎常侍、頒其所定之書於天下、令學者習焉。」同卷七三《孔穎達傳》「(貞觀)十四年、太宗幸國學、觀釋奠、命穎達講孝經、既畢、穎達上釋奠頌、手詔褒美。…先是、與顏師古・司馬才章・王恭・王琰等諸儒受詔、撰定五經義訓、凡一百八十卷、名曰五經正義。太宗下詔曰、卿等博綜古今、義理該洽、考前儒之異說、符聖人之幽旨、實爲不朽。付國子監施行、

賜頴達物三百段。時又有大學博士馬嘉運、駁頴達所撰正義、詔更令詳定、功竟未就。」

なお福島吉彦「唐五經正義撰定考―毛詩正義研究之一―」（山口大學文學會誌）第二四號、一九七三年）及び野間文史『五經正義の研究　その成立と展開』序説及び第一篇「五經正義の成り立ち」（一九九八年、研文出版）を参照。

(16) 《文獻通考》卷一八一（經籍考八）「周禮疏十二卷　陳氏曰、…廣川藏書志云、公彥此疏、據陳邵異同評及沈重義爲之。二書竝見唐藝文志、今不復存。」　《周禮疏》は《直齋書錄解題》卷二に收めるが、黃氏は《書錄解題》の單行本は利用せず、《文獻通考》所引を用いていたのである。

(17) 《晉書》卷九一（儒林）の本傳および《釋文・序錄》は陳邵に作る。《釋文・序錄》原注に「字節良、下邳人、晉司空長史」とあり、《隋志》も「晉司空長史陳劭撰」とするが、《晉書》では「東海襄賁人」と記し、また「以儒學徵爲陳留內史、累遷燕王師、撰周禮評、甚有條貫行於世」と云う。《隋志》に《周官禮異同評》十二卷を著録。《釋文・序錄》に引く《周禮論》並びに《晉書》の《周禮評》は、吳承仕の云うとおり同一書であろう。

(18) 《儀禮疏・序》「儀禮所注、後鄭而已。其爲章疏、則有二家、信都黃慶者、齊之盛德、李孟哲者、隋日碩儒。慶則舉大略小、經注疏漏、猶登山遠望而近不知。哲則舉小略大、經注稍周、似入室近觀而遠不察。二家之疏、互有脩短、時之所尚、李則爲先。…喪服一篇、凶禮之要、是以南北二家章疏甚多、時之所以、皆資黃氏。」

(19) 沈重の著作については注(8)を参照。ただし、《隋志》には《儀禮義(疏)》は著録されない。なお《儀禮注疏》の《四庫提要》は「爲之義疏者有沈重、見於北史。又有無名氏二家、見於隋志。然皆不傳、故賈公彥僅據齊黃慶・隋李孟哲二家之疏、定爲今本」と云い、賈疏は沈重の義疏を利用していないと見ている。

(20) 《五經正義》や注疏が先行義疏をそのまま踏襲している部分の多いことは、注(15) 前掲野間氏著書を参照。

(21) 【禮學の難、その一「古書殘缺」】注(15)に既出。

(22) 《南史》卷六〇(徐勉傳)「字脩仁、東海剡人也。…博通經史、多識前載。齊世王儉居職已後、莫有逮者。朝儀國典、昏冠吉凶、勉皆預圖議。初勉受詔知撰五禮、普通六年功畢、表上之曰、夫禮以安上化人、弘風訓俗、經國家、利後嗣者也。唐虞三代、咸必由之、在乎有周、憲章尤備、因殷革夏、損益可知。雖復經禮三百、曲禮三千、經文三百、威儀三千、其大歸有五、即宗伯所掌典禮、吉爲上、凶次之、賓次之、軍次之、嘉爲下也。…五禮之職、事有繁簡、及其列畢、不得同時。嘉禮儀注、以天監六年五月七日上尙書、合十有二帙、一百一十六卷、五百三十六條。賓禮儀注、以天監六年五月二十日上尙書、合十有七帙、一百三十三卷、五百四十五條。軍禮儀注、以天監九年十月二十九日上尙書、合十有八帙、一百八十九卷、二百四十條。吉禮儀注、以天監十一年十一月十七日上尙書、十一月十日上尙書、合二十有六帙、二百二十四卷、一千五百條。凶禮儀注、以天監十一年十一月十七日上尙書、合四十有七帙、五百一十四卷、五千六百九十三條。大凡一百二十帙、一千一百七十六卷、八千一百一十九條。又列副秘閣及五經典書各一通、繕寫校定、以普通五年二月始獲洗畢。竊以撰正履禮、歷代罕就、皇明在運、厥功克成。周代三千、舉其盈數、今之八千、隨事附益、質文相變、故其數兼倍。」(《梁書》卷二五(徐勉傳)略同)

(23) 《通典》が《禮論》や徐勉の五禮儀注を直接の典據としたとの記事は知られない。杜佑は《禮典》の序で、上古以來、開元禮に至るまでの禮典・儀注の編纂の歴史を概述しているが、その中に何承天の《禮論》は出てこず、徐勉についても、「(梁武)又命沈約・周捨・徐勉・何佟之等、參會其事」と觸れられているだけである。ただ、《禮論》は新舊《唐志》に著録されており(三百七卷)、また《舊唐書》卷二二(禮儀志二)に「聖歷元

年正月、又親享及受朝賀尋制每月一日於明堂行告朔之禮、司禮博士壁間・仁謂奏議曰、… 謹檢禮論及三禮義宗・江都集禮・貞觀禮・顯慶禮及祠令竝無天子每月告朔之事。… 鳳閣侍郎王方慶又奏議曰、… 暨于晉末、戎馬生郊、禮樂衣冠、掃地總盡。元帝過江、是稱狼狽、禮樂制度、南遷蓋寡、彝典殘缺、無復舊章。軍國所資、臨事議之、既闕明堂、寧論告朔。宋朝何承天纂集其文、以爲禮論、雖加編次、事則闕如、梁代崔靈思撰三禮義宗、但摭摭前儒、因循故事而已。隋大業中、煬帝命學士撰江都集禮、只抄撮禮論、更無異文」（《通典》禮三〇）にも見えるが、文にはかなりの異同がある。また後半は《舊唐書》卷八十九《王方慶傳》にも見える」とあるをはじめとして、《舊唐書》《禮儀志》には九回ほど《禮論》の引用・言及があることからして、唐代において《禮論》が禮學上の典據として用いられていたことは明らかである。《通典》中にも何承天説は多數引かれており、杜佑が《禮典》編纂において《禮論》を参照したことは確實であろう。なお卷三七《職官》十九に「至（天監）七年革選徐勉爲吏部尙書、又定爲十八班」と見えるが、これと五禮儀注との關係は不明である。

(24) 《孝經注疏》序「明皇遂於先儒注中採摭菁英、芟去煩亂、撮其義理允當者、用爲注解。」

(25) 《釋文・序》に「余少愛墳典、留意藝文、雖志懷物外、而情存著述。粵以癸卯之歲、承乏上庠、循省舊音、苦其太簡。況微言久絕、大義愈乖、攻乎異端、競生穿鑿。不在其位、不謀其政、既職司其憂、寧可視成而已。遂因暇景、救其不逮、研精六籍、采摭九流、搜訪異同、校之蒼・雅、輒撰集五典・孝經・論語及老莊・爾雅等音、合爲三秩三十卷、號曰經典釋文」とあり、陸氏自ら「癸卯之歲」に撰著を志した旨を記しているが、この「癸卯之歲」をいつとみるかで學者の見解はほぼ二つに分かれている。その一は唐・貞觀十七年（六四三年）とするもので李燾と桂馥が唱え（段玉裁《十三經注疏釋文校勘記序》）（《經韻樓集》卷一）も「貞觀中、有陸德明

經傳釋文」と云う)、もう一は陳後主の至徳元年(五八三年)とするもので、《四庫提要》・錢大昕・丁杰・皮錫瑞らが主張している。現在は後説が優勢で、吳承仕と王利器の二大家も至徳元年説を支持しており、ほぼ定説となっている。黄侃も後説を支持していたものと思われる。なお詳細は王利器《《經典釋文》考》(《國立北京大學五十周年紀念論文集・文學院第八種》、一九四八年、所收。のち《曉傳書齋文史論集》、一九八九年、中文大學出版社、に収録)を参照。

- (26) 《舊唐書》卷一八九上(儒學傳上)「太宗又以經籍去聖久遠、文字多訛謬、詔前中書侍郎顏師古考定五經、頒於天下、命學者習焉。」(注(15)に既出)。同卷三(太宗紀下)「(貞觀七年)十一月丁丑、頒新定五經。」段玉裁《十三經注疏釋文校勘記序》に「又顏師古奉勅考定五經、凡正義中所云今定本者是也」と云うのが常識となっていたが、黄氏の云うごとく、定本と二疏の間に不同は多く、その常識は今や通用しなくなっている。詳しくは野間文史「五經正義所引定本考」(『日本中國學會報』第三七集、のち注(15)前掲書に収録)を参照。
- (27) 唐の文宗が、經書の文字の譌謬を正し、科擧の標準テキストを定めることを目的として唐玄度に勅して刻させた石經で、大和七年(八三三)に始まり開成二年(八三七)に完成し、國子監太學に立てられた。九經と《孝經》《論語》《爾雅》の十二經からなり(清代に《孟子》を補刻)、《五經文字》《九經字樣》を附す。依據した注釋は明示されているが、刻されているのは經文のみである。字體は正書で、篇題のみ隸書。五代の兵亂により草棘中に蕪没していたが、宋の元祐中、呂大防が碑石を西安府學に移して保護したので後世に傳存し、いまほぼその全てを西安の碑林に現存する(ただし、少なからぬ破損があり、また數度にわたる後世の修改・補刻を經ている)。凡そ二百十四石、二百二十七面、六十五萬字餘り。摹刻本に日本の松崎明復の『縮刻開成石經』

と民國十五年師忍堂刊の《景刊唐開成石經》（中華書局影印本あり）がある。

開成石經と《釋文》および諸本の異同は阮元の《十三經注疏校勘記》や嚴可均《唐石經校文》に詳しく備わる。開成石經の校勘上の價值について皮錫瑞《經學歷史》七《經學統一時代》は次のごとく云う。

漢熹平刊石經之後、越五百餘年而有唐開成石經、此一代之盛舉、羣經之遺則也。… 自熹平石經散亡之後、惟開成石經爲完備、以視兩宋刻本、尤爲近古。雖校刊不盡善、豈無佳處足證今本之譌脫者。顧炎武考監本儀禮、脫誤尤多、士昏禮脫壻授綬一節十四字、賴有長安石經可據以補。《日知錄》卷一八《監本二十一史》。周予同注に《十三經注疏》とするのは失檢。此開成石經有功經學之一證也。

(28) 《月令》「(孟冬) 坏城郭、戒門閭、脩鍵閉、慎管籥、固封疆」注「鍵、牡、閉、牝也。管籥、搏鍵器也。」《國語》《越語下》「大夫種來、而復往日、請委管籥、屬國家、以身隨之、君王制之」注「委、歸也。屬、附也。管籥、取鍵器也。月令曰、脩鍵閉、慎管籥。」

(29) 《釋文・條例》「穿鑿之徒、務欲立異、依傍字部、改變經文、疑惑後生、不可承用。」《封氏聞見記》卷二《文字》「斯又作《倉頡篇》……皆依傍大篆、或加省約、謂之小篆。」朱熹《答張元德》「大抵讀書、須且虚心靜慮、依傍文義、推尋句脈、看定此句指意是說何事。」《朱文公文集》卷六二

なお原文は「依傍」に作るが古典籍にそのような例は見られないので、「傍」に作るべきと思われる。ただ、類語の「依倣」「依仿」を「依仿」に作る例があることからすればあり得ないことではないので、強いて改めることはしないでおく。

(30) 《尚書・序》「於是遂研精覃思、博考經籍、採摭羣言、以立訓傳。」《漢書》卷六二《司馬遷傳・贊》「至於采

經撫傳、分散數家之事、甚多疏略、或有抵牾。」また注(25)引く《釋文・序》を参照。

(31) 《爾雅》《釋言》「襄、駕也。」阮元《釋相》「襄又訓駕、詩大東、兩服上襄。此兩馬竝駕之義、即兩人竝耕之

義、以襄駕之訓例之、知襄字之義重竝行而不重解衣矣。」《鞏經室集第一集》卷一)

(32) 朱熹《答欽夫仁說》「仁說明白簡當、非淺陋所及。」(《朱文公文集》卷三二)

(33) 「委曲」「遷就」いずれも用例は極めて多い。いまは二語聯繫のものを二例挙げておく。戴良《夏正辨》「杜預

之於左氏、每委曲遷就、無一言之不合、說者謂預爲左氏之忠臣。」(《九靈山房集》卷二六) 盧文弨《錢晦之後漢書補表序》「其規模之已定者、不能易也。勢不得不出於委曲遷就、欲遂以爲完書也、其可得乎。」(《抱經堂

集》卷四)

(34) 《禮記》《聘義》「夫昔者君子比德於玉焉、溫潤而澤、仁也。縝密而栗、知也。」注「縝、緻也。栗、堅貌。」

《孔子家語》《問玉》に同文あり、王注に「縝密、緻寒貌。栗、堅也」とある(なお《荀子》《法行》にも類似の文章があるが、そこでは「夫玉者君子比德焉。溫潤而澤、仁也。縝栗而理、知也」に作り、「縝栗」を一語とする)

(35) 王鳴盛《十七史商榷》卷九〇《杜佑作通典》「九門中、禮居其一、然禮共一百卷、自四十一卷起、至一百五卷止。既已歷敘吉嘉賓軍凶五禮矣、而於一百六卷以下、至一百四十卷、共三十五卷、俱撮取大唐開元禮之文、鈔謄入之、仍以吉嘉賓軍凶爲次。何其繁複乎。既以劉秩書爲藍本、乃自序中隻字不及、復襲取官書、攘爲己有。以佑之勢力、撰集非難、而又取之他人者、若是之多、則此書之成、亦可云易也。一獻書表云、孝經・尚書・毛詩・周易・三傳、如日月之下臨、天地之大德、百王是式、終古攸遵。然多記言、罕存法制、愚管窺測、莫達高

深、輒肆荒虛、誠爲億度。佑意以經學但可明道、非法制所垂、惟典禮爲關法制、欲撤去經學、以伸己之通典、且深譏世之說經者多疵病也。然此書中、偶涉經處、每駁去古義、別創新說、所云輒肆荒虛、誠爲億度者、佑自蹈襲之。蓋唐中葉、經學已亂、故佑多徇俗。」

補說

①《魏書》〈儒林·李業興傳〉「(天平)四年、(業興)與兼散騎常侍李諧·兼吏部郎盧元明使蕭衍。衍散騎常侍朱異問業興曰、魏洛中委粟山是南郊邪。業興曰、委粟是圓丘、非南郊。異曰、北間郊丘異所、是用鄭義。我此中用王義。業興曰、然。洛京郊丘之處、專用鄭解。異曰、若然、女子逆降傍親、亦從鄭以不。業興曰、此之一事、亦不專從。若卿此間用王義、除禫應用二十五月、何以王儉喪禮禫用二十七月也。異遂不答。業興曰、我昨見明堂、四柱方屋、都無五九之室、當是裴頠所制、明堂上圓下方、裴唯除室耳。今此上不圓何也。異曰、圓方之說、經典無文、何怪於方。業興曰、圓方之言、出處甚明、卿自不見。見卿錄梁主孝經義亦云上圓下方、卿言豈非自相矛盾。異曰、若然、圓方竟出何經。業興曰、出孝經援神契。異曰、緯候之書、何用信也。業興曰、卿若不信、靈威仰·叶光紀之類、經典亦無出者、卿復信不。異不答。蕭衍親問業興曰、聞卿善於經義、儒玄之中、何所通達。業興曰、少爲書生、止讀五典、至於深義、不辨通釋。衍問、詩周南、王者之風、繫之周公、邵南仁賢之風、繫之邵公、何名爲繫。業興對曰、鄭注儀禮云、昔大王·王季居于岐陽、躬行邵南之教、以興王業、及文王行今周南之教以受命、作邑於鄆、分其故地、屬之二公、名爲繫。衍又問、若是故地、應自統攝、何由分封二公。業興曰、文王爲諸侯之時所化之本國、今既登九五之尊、不可復守諸侯之地、故分封二公。衍又問、乾卦初稱潛龍、二稱見龍、至五飛龍、初可名爲虎。問意小乖。

業興對、學識膚淺、不足仰酬。衍又問、尚書、正月上日、受終文祖。此是何正。業興對、此是夏正月。衍言、何以得知。業興曰、案尚書中候運行篇云、日月營始。故知夏正。衍又問、堯時以何月爲正。業興對、自堯以上、書典不載、實所不知。衍又云、寅賓出日、卽是正月。日中星鳥、以殷仲春、卽是二月。此出堯典、何得云堯時不知用何正也。業興對、雖三正不同、言時節者、皆據夏時正月。周禮、仲春二月、會男女之無夫家者、雖自周書、月亦夏時、堯之日月、亦當如此。但所見不深、無以辨析明問。衍又曰、禮、原壤之母死、孔子助其沐椁。原壤叩木而歌曰、久矣夫、予之不託於音也。狸首之班然、執女手之卷然。孔子聖人、而與原壤爲友。業興對、孔子卽自解言、親者不失其爲親、故者不失其爲故。又問、原壤何處人。業興對曰、鄭注云、原壤、孔子幼少之舊故。是魯人。衍又問、孔子聖人、所存必可法。原壤不孝、有逆人倫、何以存故舊之小節、廢不孝之大罪。業興對曰、原壤所行、事自彰著、幼少之交、非是今始、旣無大故、何容棄之。孔子深敦故舊之義、於理無失。衍又問、孔子聖人、何以書原壤之事、垂法萬代。業興對曰、此是後人所錄、非孔子自制、猶合葬於防、如此之類。禮記之中、動有百數。衍又問、易曰太極、是有無。業興對、所傳太極是有、素不玄學、何敢輒酬。」